

令和4年第3回東大和市議会定例会会議録第15号

令和4年9月5日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（35名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	総務管財課長	宮田智雄君
デジタル政策課	菊地浩君	デジタル推進担当課長	藤本貴史君
市民課長	長井素子君	納税課長	中野哲也君
産業振興課長	佐伯芳幸君	地域振興課長	石川正憲君

子育て支援課長 新海隆弘君
子ども未来部
副参事 岩崎かおり君
地域包括ケア
推進課長 石嶋洋平君
保険年金課長 岩野秀夫君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
道路交通課長 一ツ木正美君
指導担当課長 菅野恭子君
中央公民館長 伊藤智君

保育課長 関田孝志君
障害福祉課長 大法努君
介護保険課長 里見拓美君
新型コロナウイルス
感染症対策担当課長 中山仁君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
生涯学習課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 9月2日に引き続き、18番、東口正美議員の一般質問を行います。

○18番（東口正美君） おはようございます。金曜日の日、市長、教育長から御答弁をいただきましたので、それを踏まえて自席にて再質問をさせていただきます。

まず最初に、壇上で1つ、特別支援学級があるところの学校で五中が抜けてしまっていたので、ちょっとそこを訂正させていただきたいところと、あと都立北多摩地区特別支援学校のところで、北多摩第一地区と言ったということがございますので、そのところを訂正させていただきたいと思います。

今回は特別支援教育についての質問をさせていただきますけれども、皆様よく御存じかもしれませんが、改めてこの特別支援教室と特別支援学級の違いを教えてください。

○教育部参事（小野隆一君） 特別支援教室と特別支援学級の違いについてでございますが、初めに特別支援教室につきましては、通常の学級に在籍しながら、週1回程度、校内に設置されている特別支援教室を利用します。通常学級での学習がおおむね参加でき、知的には特に遅れはありませんが、学習面や生活、行動面において、例えばコミュニケーションの面での困難さから集団での行動が取りにくかったり、情緒面での困難さから落ち着いて授業に参加できなかったりするなどの課題がある児童・生徒が対象となっており、全小・中学校に設置しております。

次に、特別支援学級につきましては、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級がございます。知的障害特別支援学級につきましては、軽度の知的発達の遅れがあり、日常的な会話がほぼでき、身の回りのことなどはほとんど自立しているものの、文章を読んで内容を短くまとめて話すことや、問題文を読んで計算式を立てて解答することなどが困難であるような児童・生徒が対象であり、第三小学校、第九小学校、第一中学校、第五中学校に設置しております。

自閉症・情緒障害特別支援学級については、他人との意思疎通や対人関係の構築、集団行動の参加に課題がある、特別支援教室だけでは通常の学級での学習に成果を上げることが困難である生徒が対象であり、第五中学校に設置しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうしますと、特別支援教室は全校に、東大和市は東京都の中でも早い時期から全学校に設置されていると理解しておりますが、この固定級については、やはり自分の学区ではないところに通わなければいけないということになっております。

まず、先日も御説明いただきました七小と九小の統廃合につきまして、今九小に設置されている固定級について今後どうなるのか、教えてください。

○教育部参事（小野隆一君） これまで九小の特別支援学級に在籍した児童にとって、できるだけ負担が大きくなるよう十分に配慮することが必要であり、現段階におきましては、七小に設置することを想定しており

ます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つある三小につきましても、五小との統廃合が計画に示されているということでございます。市の端っこにある小学校で、当時の人口分布が今とは違ったと思うんですけども、現在は市中心部のほうが子供が多いというようなことがあるかと思えます。この特別支援学級に通うかどうかというのは、就学相談を受けて、教育委員会のほうからその必要性を求められていますが、最終的に固定級に行くかどうかというのは保護者の判断になると思います。このときに、やはり小学生が毎日通うわけですから、近くの学校に行かせたいということも、教育の内容よりそちらに重きを置く可能性はあって、そういう地の利がこの判断に影響を与えているかもしれないと思うんですけど、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 保護者の判断につきましては、児童・生徒の通学における負担については、当然影響があるものと認識しており、通学環境の整備に向け、今後研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 何とぞよろしくお願いたします。また、小学校の情緒障害固定級につきましてもよく御検討いただきまして、配慮いただきたいというふうに思います。

続きまして、現在東大和市においては学校施設長寿命化計画が発表されておまして、これはちょっと近隣市を見る限りにおいては、類を見ない包括的な方針であるというふうに評価をしています。この計画のもともとのところは、年少人口が、小学校が10校必要だったときに比べて児童数が半減しているということもありまして、学校施設を小さくしていくという計画だというふうに理解しておりますけれども、一方で、子供が減っているのに就学相談は増えていて、特別支援教室に通う子たちも増えているという中で、この施設規模を小さくするというところでございますが、このスペース、また人材確保等、今、市が考えていることについてお聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） 就学相談のニーズは高い水準で推移しておりますが、引き続き子ども支援員の配置を拡大するなど、通常の学級における特別支援教育の推進や保育施設等の巡回相談を充実させていくことにより、特別支援教室での指導を受けなくても、通常の学級で十分に力を発揮できる教育環境の充実を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そういう中で七小の建て替えについては発表がされているわけですが、ハード面を今から変えていくという中で工夫ができることもあるのではないかと思いますけど、この点についてのお考えをお聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） ハード面の工夫ということでございますが、個別に学べる環境の充実と、そして通常の子たちと共同で学べる環境、そんなところをしっかりと重点として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 建て方なども、今の学校を建てた時代とは違う様々な、今いろんなところの学校の建て替えも進んでますけれども、よく御検討いただき、教室が足りないから十分に特別支援教育ができないというふうにならないようによろしくお願いたします。

続きまして、東大和市におきましては、もう一つ大きな変化といたしまして、児童発達支援センターが様々な御努力によりまして八小の隣にできることが発表されておりますけれども、まずこの児童発達支援センターというのは、現在のあけぼのの児童発達支援事業所というのとは、もう少しランクが上がると思うんですけれども、この点はどのように変化するのか、教えてください。

○子ども未来部長（松本幹男君） 児童発達支援センターでは、これまでやまとあけぼの学園で実施してきました事業について、定員を拡大し引き続き実施するとともに、保護者からの依頼に基づきまして、保育園等に通う障害児の集団生活における専門支援等を行います保育所等訪問支援を新たに実施する予定です。児童発達支援事業所から児童発達支援センターとなることで、母子保健、障害、子育て、教育等の関係機関との連携を図り、地域の中で障害の特性に応じた支援の中核的な役割を担う施設としての位置づけとなります。

また、複合施設といたしまして、同じ敷地内で認可保育所一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業も実施する予定でありますことから、障害の有無にかかわらず、多くの子供たちや子育て世帯の利用のある施設となる予定であります。

以上です。

○18番（東口正美君） 本当に幸い小学校の隣に児童発達支援センター、また認可保育園ができるということで、素晴らしいなというふうに思っているんですけど、学校の隣に保育園があるというところでは、六小の隣に大和東保育園が、これも数年前に移転してきて学校の隣になりまして、今ちょっとコロナになってしまったので、なかなかうまくいかないところもあるかもしれませんが、それ以前は、保育園の子たちが校庭を使わせてもらったりみたいな形で、いい形で幼児教育とまた小学校の方たちがコミュニケーションがとれてるっていうふうに伺いました。

それだけではなく、児童発達支援センターが小学校の隣に来るといふ、これも地の利としてすごく変化があると思うんですけれども、このことは東大和市の特別支援教育にどのような影響を与えとお考えでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 学校教育としましては、特別支援教育の充実に向け、児童・生徒及び教職員との交流活動との連携、充実が図っていけると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） これまでも子育て部門と学校教育と、東大和市、連携取りながらやっていただいていると思うんですけれども、理想的な環境ができてくるんだというふうに思うんですね。特別支援教育については、インクルーシブ教育って理想を掲げつつも、なかなかそこができそうでできない難しい課題であり、一方、個々の子供においては、インクルーシブを求めながらも個別最適な指導計画をつくっていかなくちゃいけないという中で、認可保育園があり、児童発達支援センターがあり、そして通常の学校がありっていう中で、やはりこのことを今後東大和市の中で十分に発揮してほしいなというふうに思っております。

続きまして、ハード面という意味では、都立の特別支援学校が向原地区に誕生するわけでございます、このことは東大和市にとって初めての経験になると思います。今までは、羽村特別支援学校がセンター校として東大和市の特別支援教育について様々なアドバイスを頂いてきたと思うんですけれども、当然ここ向原地区にできた学校が、今度私たちのセンター校になるわけですから、この影響は非常に東大和市の特別支援教育において大きいと思うんですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 特別支援学級の配置につきましては、センター校との連携についても十分考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、この特別支援学校につきましては、教育長答弁の中で、当該特別支援学校における体育施設等の開放や喫茶サービスの実施等により、市民のスポーツ活動、文化活動、生涯学習の振興が図れるとともに、児童・生徒と地域住民等との交流の場が創出されることになると考えておりますという御答弁をいただきました。先日、工事説明会が向原地区におきましてありました。住民の方たちも、新しい学校ができるということで不安を抱えていらっしゃる御発言もあったかなというふうに思います。ここがすごく大事で、やっぱり地域の中でウエルカムな状態で特別支援学校をお迎えできる土壌をつくれるかどうかというのも、これが教育委員会の仕事になるのか、市長部局の仕事になるのか分かりませんが、すごく大事なところで、この辺のことがやっぱりこの工事説明会だけだと分からないなと思ひまして、地域との交流については、今後市民に対してどう説明をしていくお考えがあるのか、お聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） 都立特別支援学校との連携につきましては、今後も我々と東京都としっかり情報交換をしながらですね、市民の皆様にはしっかり御理解いただけるように連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） まだ工事の段階なので、どうしても建設部門とか設計部門とか、そちらの方の説明、東京都の教育委員会の方いらしてましたけれども、やはりそのところが、住民の人たちからしてみたら一緒でしょっていうところもあるので、誤解がないように進めていただきたいなというふうに思います。

先日も、8月、中央公民館のホールにおきまして、羽村の特別支援学校と連携した特別支援教育推進講演会、理解推進講演会というのがありまして、講演とともに、特別支援学校を卒業して生き生きと働く卒業生の3人の方の具体的なお話を伺うことができ、非常に感動をしました。またその中で、は～とふるの就労支援室ともしっかりと連携をして、困ったことがあったら相談ができるっていう体制が築かれているということもすごく心強く思いました。

そういう意味では、生き生きと働く卒業生を見て、改めて特別支援教育の恩恵というか、教育のたまものだなというふうに思っています。そういう意味では、この児童発達支援センター、そして都立の特別支援学校が東大和市に誕生して、東大和市の特別支援教育を含めた学校教育の充実というのがますます図られると思っております。

そこで、市長から、この特別支援教育を含めた学校の充実についての抱負をお聞かせいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろとやりとりを聞かせていただいておりますけども、私自身もですね、今回、特別支援学校ということで学校があそこにあるということですね、東大和市にとっては大きなプラスになっていくのではないかなと、そんなふうにも考えています。

また、その目指す方向としましては、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けてですね、特別支援教育の充実を図っていきたい。そして、障害の有無にかかわらず地域の一人として社会活動に参加することができる、そんなまちづくり、進めていきたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 学校施設を含めてハードが大きく変化するところで、やはりどのように特別支援教育

の教室、また固定級、どのように配置をしていくのか。まだ東大和市の特別支援教育推進計画には、第三次のところにはそこは述べられていません。令和6年見直しがかかり、そこで述べられるのか、第四次に見送られるのか分かりませんが、ハード面、また年少人口の地域分布等御配慮いただきまして、魅力ある学校づくりの目玉となるような特別支援教育、何とぞお願いしたいと思います。

以上でこの項については終了いたします。

続きまして、マイナンバーカード、マイナポイントについて伺わせていただきたいと思います。

今、マイナンバーカードの交付数は48.6%というところで、どこも同じぐらいなのかなというふうに思っておりますけれども、その中で様々な御努力をいただきまして、交付方法などいろいろ工夫をいただいているというふうに聞いております。

市長答弁を伺いますと、まず郵送やQRコードで申し込んだ人は、その後1回市役所に来ていただいて本人確認をするとカードがもらえる。私が頂いたときは、申請も窓口、そして交付も窓口って2回来なきゃいけないのが、これ1回になってる。また、市役所に来づらい人たちが、商業施設等、またその他の公共施設を使って、御本人が出向いて本人確認ができると、その方たちは郵送でカードを送付してもらえるとということで、ここも1回で済むということで今工夫がなされているというふうに伺いました。この点も私たちもPRしていきたい。1回行けば大丈夫だよってということで、取りやすくなったよということでやっていきたいと思っておりますけれども、この出張等様々やっている中で何かお気づきの点があれば教えてください。

○市民課長（長井素子君） 対面での対応をすることにつきまして、便利な手続方法につきましては様々なニーズがあるものと考えておりまして、インターネットや郵送による手続以外の方法として出張申請を行うことは、お一人お一人に寄り添いながら説明を行う機会として重要なものと認識しております。そのため、窓口や出張申請では、書き方から写真撮影までの丁寧な説明を行っているところでございます。

また、市民の方から、気になっていたので身近な場所に来てもらえて助かった、次回もやると書いてあったので来ることができたなどのお声を頂いております。今後も窓口と出張申請における丁寧な説明を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 結構パスワードを設定したり暗証番号を設定したり、また暗証番号を忘れちゃったり、そういうことがあるかなと思っていて、対面でやる中で、そういう方たちへの対応はどんなお心がけとか工夫があるのか、教えてください。

○市民課長（長井素子君） 暗証番号の設定に関しましては、全て対面で行わせていただいているため、丁寧な対応ができているものと考えております。

暗証番号を忘れた場合につきましては、4桁の暗証番号を設定する場合には窓口にお来庁いただく必要がございます。6桁以上16桁以内のものにつきましても、窓口のほうやコンビニエンスストアのほうでもできるようになってまいりましたので、いろいろな方法で対応ができるものと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

その上で交付申請の課題ということで、市長答弁では、そもそもカードを取得するメリットが一般的に認知されていないという御答弁がありました。その中でも、一番今カードを持って便利になったのは証明書の交付で、市役所に来なくても、24時間コンビニエンスストアで、しかも値段が安く証明書が取れるっていうことになっ

てまして、私もすごく便利だなというふうにはメリットを大いに感じてるわけでございます。

それ以外にも、ここからいろいろできてはくると思うんですけど、当面ここが一番のメリットだということになると、市役所に取りにこられてる方は、そのメリットを御存じないのかなって思う部分もあって、来ていただくのはもちろん大丈夫なんですけど、わざわざ書かなくてもよかったりとか、そういうことはまた次の質問にお任せしたいと思うんですけど、そのところで、この申請、マイナンバーカードがあったらここ来なくてもいいですよみたいなお知らせみたいなものをしようかなみたいなことは、お考えはありませんでしょうか。

○市民課長（長井素子君） マイナンバーカードのメリットにつきましては、様々な場所での広報が必要になってくると考えてございますが、現在のところ、ホームページや窓口等でチラシを配る等の対応をしております。出張申請のほうですね、コンビニ交付につきましては、のぼりやチラシなどを配布して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、そうなので、メリットとして今マイナポイントの付与を国を挙げてやっているということで、詳細については檀上のほうで、やり方についてはお話をさせていただいたんですけども、今窓口でマイナポイントの手続きができるようになって、市民の方が並んでやっていただいているのを見てますけれども、この窓口でのポイント付与は今どのような状況で、どのようなお声を頂いているのでしょうか。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 国等の宣伝も大きくしてまして、大変、問合せも多く頂いております。現在窓口でのポイントの付与なんですけども、6月30日から第2弾のマイナポイントの取得キャンペーンが始まっておりますけれども、6月30日から7月31日の間、約960人の方が来庁されまして、申請支援ができたものと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

マイナンバーカードを取得して、スマートフォンが上手に使える人——次のスマホ未利用者のところに入ってきますけど、スマートフォンが使える人たちは、そこでポイントも自分で取得できるけれども、なかなかそれがうまくいかない、またスマートフォンを使ってないという方たちは、市役所に来ればポイントもらえるよっていうことになっています。

じゃ、どうやってポイントもらうのっていうときに、ICカード等決済サービスの選択って言われちゃうと、もうその時点で、うん、何持っていけばいいのっていう形があるかなと思っていて、もうちょっとここを分かりやすく言ってくれないかなと思うんですけど、どれぐらいの種類がこのICカード等があるのか、お聞かせください。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 議員おっしゃるとおり、御自身で申請できないといいますが、なかなか分からないので窓口にいらっしゃる方が多い中で、この近隣市でICカード、このマイナポイントがもらえるICカードが使える種類としては、おおよそ25種類ございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

ホームページ開いても、使えるのは、だーって物すごい、全国的にいろんなものが出てきて、25種類もあれ

ばどれか持ってるでしょって思うかもしれないんですけど、そもそもICカード等決済サービスって言われても、よく分かんないって私なんかも思っちゃうんですね。

これは役所なので言えないかもしれないんですけど、一番nanacoカードが便利だって、東大和市においては私は思っています。もちろん1つのカード、1つの企業と、そのようなことを役所ができないっていうことは百も承知なんですけれども、一方で東大和市はセブンイレブン・ジャパンと地域協定を結んで、ごみの減量化、このごみの減量化、ペットボトルの回収のときも実はnanacoカードがあるとポイントがもらえるわけですよ。そうすると、nanacoカードを持ってない人は、ペットボトルも持って行ってない可能性がありまして、nanacoカードを推進することは、マイナポイントだけじゃなくて、市のごみの減量施策にも通ずるわけで、例えば今出張で、イトーヨーカドーで出張申請もしていただけてますけれども、そのところが、市民課のカード交付とデジタル政策課のマイナポイントと縦割りになっちゃってるわけですけど、市民課が交付してる隣で、民間企業の努力としてnanacoカード要りませんかっていうのをしながら、カードを申請するとポイントもらえるよっていうようなことを、何とか民間との協力でうまくいかないものかなというふうに思ってるんですけど、答弁しづらいかもしれませんが、よろしくお願いします。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 先ほど申し上げましたとおり、電子マネー、ICカードは、本市周辺で使えるものでおよそ25種類ございます。その中で特定のICカードを勧めることは難しいと考えています。

ただし、お問合せも多く頂いておりますけれども、申請手続が割合簡単な電子マネーはどれですかっていうお問合せも頂いておりますけれども、その場合、これは割合、その中でも簡単ですよというふうに申し上げることが出来ます。

また、出張窓口で、議員おっしゃるとおり特定のICカードを勧めることは、今私が申し上げたとおり難しいのですが、その窓口において、マイナポイントの申請案内のチラシをお配りしていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） なので、ちょっと知恵と工夫と努力でカード交付とマイナポイントと、さらにごみ減量みたいな、地域協定の中でどういうことができるのか、もう一重研究してもらいたいと思います。なぜならば、物価高騰で大変な思いしてる方たちが多く、大変なところの人たち、高齢者を含む方たちが、実はこのデジタルがうまくいなくて2万ポイントもらえない。じゃ、物価高騰の分、いろいろな施策を公明党としてもやってまいりましたけれども、そういう方たちにこそもらってほしいって切実に思っているわけなので、どうか御努力をしていただきたいと思います。

最後に、保険証と公金受取口座をひもづけると7,500ポイント、7,500ポイントで1万5,000ポイントになるわけですけども、これで便利になることを答弁を頂いておりますけれども、保険証については様々な、これからデータが積み上がって行って、保険証の種類が変わってもそういう情報が引き継がれるっていうことが1点ありますけど、もう一つ、限度額証明っていうことも国保だよりも書かれてまして、ここも手続すごく便利になるんじゃないかなと思うんですけど、教えていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 議員おっしゃるとおりですね、医療機関の窓口において高額療養費に該当する支払いを免除するために必要となる認定証、これが提示が不要となる、そういうメリットもございますので、持参する書類を減らせる被保険者の方もいらっしゃるものと確認しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 高額療養費が必要なきつていうのは病気で大変なわけですから、1個でも楽になることを、この辺もPRしてもいいかなと思います。

公金受取については、そうそう特別定額給付金はありませんけれども、当然児童手当、年金等、公金を受け取る場面というのはいっぱいあるわけで、その辺が便利になるってことも、もう少しPRをしていただきながら、何とかカード申請、そしてマイナポイントを推進できるように私もしっかり頑張っまいますし、この9月の8日、9日は清原市民センターのほうでもやっていただけるというふうに伺っておりますので、私も努力をしまいたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、19番、中間建二議員を指名いたします。

[19番 中間建二君 登壇]

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、令和4年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

現在も新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、第7波への対策が講じられているところであります。市政のあらゆる現場で御努力をいただいております関係者の献身的な御尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。

今定例会においては、市議会における感染防止対策として、議長より一般質問の時間を短縮するよう要請がありました。議長からの要請を真摯に受け止め、私も努力をさせていただきます。

初めに、市役所の窓口業務等の委託における行政改革の成果と今後の取組について伺います。

本件については、3年前の令和元年第3回定例会において関係する補正予算が提案され、令和2年4月より市役所窓口業務等の民間委託が開始されました。また、納税管理及び徴収補助等業務委託は、その前年から先行して実施されております。この間、決算審査等でも確認させていただいておりますが、納税課における収納率の向上や人件費の抑制をはじめ、窓口業務における市民サービスの向上においても、多くの市民から高い評価を得ているものと受け止めております。

そこで、改めて現在までの成果と今後の取組についてお尋ねをいたします。

①として、市役所の窓口業務等を民間委託した背景と目的について。

②として、委託前に計画した成果目標に対する現在までの実績について。

ア、納税課、市民課、保険年金課、課税課それぞれにおける人件費抑制や業務効率化による経費縮減の効果は。

イ、納税管理業務におけるRPAの導入と収納率向上等の実績について。

ウ、窓口業務全般における市民サービス向上の実績について。

③として、納税課、市民課、保険年金課、課税課それぞれの委託契約期間における最終的な成果目標と達成の見通しについて、それぞれお尋ねをいたします。

次に、東大和市デジタル化推進支援業務委託による行政改革の推進について伺います。

本件については、先ほどお尋ねをいたしました、先行して実施をいたしました窓口業務等の民間委託の実績を踏まえ、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進を図るために取組を進めていただくものと認識しております。先行して実施した行政改革の成果や課題を踏まえ、自治体デジタル・トランスフォーメーションの実現にどのように取り組んでいかれるのかという観点から、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、民間委託を目指す背景と目的について。

②として、庁内業務においてどのような改善を目指していくのか。

③として、具体的な市民サービスの向上について。

ア、オンライン申請の拡充について。

イ、市役所窓口における申請手続の簡略化について。

ウ、市役所窓口において、マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストアの端末と同様の方法で住民票等の交付を受けることはできないのか伺います。

最後に、都市マスタープランの改定について伺います。

当市が目指す、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和を実現するために、また定住促進策を進めるためには、誰もが住みたい、住み続けたいと思う魅力的なまちづくりを進めることは重要な課題であります。そのための都市マスタープランの改定においては、できる限り市民参加を進めながら、東大和市が住んでみたいまちナンバーワンと言われるような、すばらしい都市マスタープランが出来上がることを大いに期待しております。

①として、具体的な改定作業の進め方について、

②として、都市マスタープランの改定によってどのような将来ビジョンを描いていくのか、それぞれお尋ねいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔19番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市役所における窓口業務等を民間委託した背景と目的についてであります。少子高齢化は今後さらに進展し、労働人口の減少により労働力不足が深刻化することが予想されております。そのような局面においても、市は、自治体が本来担うべき機能を発揮できる組織基盤を維持していく必要があるものと認識しております。そのため、民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウ及びICTなどを活用し、行政サービスの質や水準を維持することで、持続可能な自治体運営を目指すことを目的として窓口業務委託を行うものであります。

次に、納税課、市民課、保険年金課、課税課における民間委託による人件費抑制や業務効率化による経費の縮減効果についてであります。民間委託により業務の合理化及び効率化が図られ、計画的な職員定数の縮小や職員の超過勤務時間の減少などの効果を生んでいるところであります。民間委託による経費の縮減効果の詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、納税管理業務におけるRPAの導入と収納率向上等の実績についてであります。納税課では、収納管理業務及び徴収業務において計画的にRPAを導入し、作業時間の低減を実現しております。職員の有給休暇取得率が向上し、職員の超過勤務時間数については、業務委託の実施前と比較しおよそ半減するなど、効果を生んでおります。こうした働き方改革の実践が職員のモチベーションを向上させ、それが収納率の向上につながるなど、正の連鎖として現れております。

収納率につきましては、現年課税及び滞納繰越ともに業務委託の実施前と比較して向上しており、現在では多摩26市の中で上位に位置しております。

次に、窓口業務全般における市民サービス向上の実績についてであります。先日、受託事業者が実施した窓口利用者アンケートでは、挨拶、声かけ、丁寧な説明など、従事者の接遇について、市民の皆様よりおおむね良好な評価をいただいております。

また、市民課の窓口業務におきましては、フロアマネジャーを2名配置し、来庁者に対するきめ細かな対応を実現するとともに、記載困難者に対する窓口手続の負担軽減を行うなど、市民サービス向上に努めております。こうした窓口業務の委託によるサービスの向上は、多くの市民に評価され、受け入れられているものと考えております。

次に、委託契約期間を通じての最終的な成果目標と達成の見通しについてであります。該当各課に共通する成果目標としましては、業務効率化の実現と市民サービスの向上としております。

業務効率化としましては、民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウ及びICTなどを活用し計画的に作業時間の低減を図り、限られた人材を公権力行使に関する業務に集中させることができっております。

また、市民サービスの向上としましては、接遇の改善を図り、来庁者に対するきめ細かな対応を実現し、窓口手続の負担軽減に努めております。各課において未達成の取組も一部ございますが、全体としておおむね委託の成果目標を達成できる見通しであります。

次に、東大和市デジタル化推進支援業務委託についてであります。市では令和4年3月に第五次東大和市情報化推進計画を策定し、行政のデジタル化を進めております。デジタル化につきましては、多様な技術・手法等が存在し、専門性も高いことから、豊富な知識や実績を有している業者からの支援を受けることで、効果的・効率的にデジタル化を進めることが可能となります。

委託の目的につきましては、業者からの支援を受けて職員の意識改革や業務改善などに取り組むことにより、市民の皆様の利便性の向上と行財政運営のより一層の効率化を図ることです。

次に、庁内業務の改善についてであります。今回の委託では、保育園入園に関する業務についてデジタル化を行う業務改善に取り組むこととしております。具体的には、作業内容や作業手順の見直しを検討するとともに、手書きの申請書の電子化やシステムへの入力作業の自動化を図るため、AI-OCRやRPAの導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、オンライン申請の拡充についてであります。今回の委託では、保育園入園に関する申請手続についてオンライン化を検討してまいりたいと考えております。この検討に加えまして、国では、子育て・介護関係の26の手続を令和4年度末までにマイナンバーカードを活用してオンライン化する計画となっておりますので、市におきましても必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、市役所窓口における申請手続の簡略化についてであります。他自治体の一部では、来庁者の情報に基づいて必要な申請書等を一括作成できるシステムを導入し、申請書等の作成支援を行うことで申請手続の簡

略化を図っております。この取組について、市民の皆様の利便性の向上に寄与する効果があると認識しておりますが、同様の取組を当市で実施するためには、専任職員の配置やシステム改修等の課題があると考えております。

次に、コンビニエンスストア端末と同様の方法による市役所窓口での住民票等の交付についてであります。現在市役所窓口では、申請者から請求書の提出を受け、住民票の写し等を交付しております。一方、コンビニエンスストア端末につきましては、マイナンバーカードを用いてオンライン接続された端末を操作することにより、住民票の写し等を交付しております。これらの事務の取扱いは法令の規定に基づくものとなっていることから、現状では市役所窓口におきまして、コンビニエンスストア端末と同様の方法での住民票等の交付は行えないものと認識をしております。

次に、都市マスタープランの具体的な改定作業の進め方についてであります。令和4年度から3か年にわたり、上位計画である基本計画で掲げた、都市としての価値の向上を見据え、社会・経済情勢などの調査・分析を通じて課題を整理し、改定方針を定め、これに基づき全体構想や地域別構想について体系的な整理を行いながら、改定作業を進めてまいります。

また、改定に当たりましては、適時適切に有識者、関係機関、市民の皆様から御意見を頂きながら作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープランの改定によって描かれる将来ビジョンについてであります。令和3年度に策定いたしました「輝きプラン」に即し、にぎわいのある魅力的な拠点形成と、拠点の後背地である住宅市街地の魅力向上を併せて図ることで都市の価値を高め、多くの人が住みたい、住み続けたいと思える都市づくりの将来ビジョンを描いていきたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○市民環境部長（田村美砂君） それでは、関係各課の民間委託による経費縮減効果の詳細につきまして御説明いたします。

初めに、納税課につきましては、正規職員2名をはじめ、嘱託員6名と臨時職員5名を削減し、超過勤務時間は年平均で約1,200時間の縮減効果がありました。

次に、市民課につきましては、再任用職員1名と臨時職員8名を削減し、超過勤務時間は年平均で約220時間の縮減効果がありました。

次に、保険年金課につきましては、嘱託員2名と臨時職員9名を削減し、超過勤務時間は年平均で約970時間の縮減効果がありました。

次に、課税課につきましては、臨時職員5名の削減効果がありました。

最後に、各課共通の効果といたしましては、臨時職員等の雇用に関わる労務管理コストの縮減効果が図られたものであります。

以上です。

○19番（中間建二君） 御答弁ありがとうございます。それでは、御答弁を受けて再質問をさせていただきます。

まず、市役所の窓口業務等を民間委託した背景と目的について、改めて確認をさせていただきました。私ども公明党会派といたしましては、これまでも一貫して、徹底した行政改革の推進による市民サービスの向上、

指定管理者制度をはじめとした民間活力の導入、またICTを活用した行政運営の効率化の推進を求めてきたところであります。この今回の市役所の窓口業務等の委託を進めるための補正予算、3年前の令和元年第3回定例会で賛成多数で成立したわけでありますが、その際も、説明不足ではないか、また拙速ではないか等、様々な御批判もあったわけでございます。

ただ、先ほど市長、また部長から御答弁をいただいた内容、今日までの結果を見ますと、多くの市民の皆様から、窓口業務のサービスも格段によくなった、また財政効果等も大きく上がっているというふうに受け止めておりますが、まず冒頭、これまでの成果、実績を市としてどのように評価をしているのか、お尋ねをいたします。

○市民環境部長（田村美砂君） 窓口業務委託につきましては、これまで民間事業者の経験、ノウハウ、ICTなどを活用し、市役所の窓口サービスの質や水準の向上に努めてまいりました。現在、受託事業者スタッフの接遇や速やかな窓口対応には、市民の皆様からおおむね良好な評価をいただいております。また、RPAが導入されたことによる業務効率の向上や正規職員が公権力行使に係る業務に専念、集中できることで様々な業務改善が図られていることから、大きな成果が得られているものと認識をしております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

では、私も本当に大きな成果、実績が上がってきているものというふうに受け止めておりますが、その詳細を引き続き確認をさせていただきます。

まず、アのところですけれども、先ほど市民環境部長より、各課における職員や勤務時間の削減、大きな数値における実績を確認させていただきましたが、これらの勤務時間、また人員等の削減によるコストとしての削減効果という試算はできてるのか、お尋ねをいたします。

○市民環境部長（田村美砂君） 直近の令和3年度で申し上げますと、4課における職員の削減及び超過勤務時間の縮減といたしましては、年間で約1億円のコスト削減の効果が図られたものと試算をしております。

以上です。

○19番（中間建二君） 大変な大きな実績であると思います。

続いて、3年前の本委託に関わる補正予算審議の際には、定数削減、超過勤務時間の減少等への大きな効果の御説明もいただいているわけですが、それでも委託当初の試算としては、年間で563万円の経費増が見込まれるという御説明もあったかと思えます。これについては、委託期間の中で人員削減を進めることで経費の縮減に努めていくという御説明でありました。令和5年度末の委託期間まで残り1年半でありますけれども、現時点での見通しはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○市民環境部長（田村美砂君） 今後の見通しでございますが、保険年金課におきまして、現契約期間中である令和5年度末までに正規職員を1名削減することを検討をしております。そのほか、各課におけます時間外勤務手当の縮減効果を見込みますと、3年前の補正予算審議の際に答弁した経費の縮減という点につきましては、おおむね達成できるものと見通しております。

以上です。

○19番（中間建二君） では、続いてイの納税管理業務のところでは、毎年度決算審査では、収納率の向上については確認をさせていただいているところですが、改めてこの納税管理業務における実績の詳細を御説明をいただきたいと思えます。

また、単年度ごとに収納率がどのように改善してきたのか、収納率が向上したことによって、どれぐらいの税収増が図られたのか、また職員の有給休暇取得率、また超過勤務時間の減少、またその財政効果等、詳細に御説明をいただきたいと思います。

○納税課長（中野哲也君） それでは、納税課におきます業務の関係での実績について御答弁させていただきたいと思います。

成果目標の達成に関しましては、BPO——ビジネス・プロセス・アウトソーシングの実施と、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションの導入によりまして、公権力行使業務であったり長年の行政課題の解決に専念できる環境が整えられまして、成果目標である収納率向上を成し遂げております。この前提で、令和元年度以降の実績を紹介させていただきたいと思います。

まず、RPAの実績でございますが、令和元年度いわゆる平成31年度でございますが、リアルタイム更新という形での業務にRPAを導入、入れております。内容といたしましては、納付案内業務に使用するシステムへ入力した交渉記録情報を滞納管理システムに自動で登録をする内容でございます。もう一つに、市税等還付処理業務にRPAを導入してございまして、この内容としましては、収納管理システムから抽出したデータを基に、同システムへの還付情報の入力及び伝票出力の自動化を行うものでございます。

令和2年度におきましては、財産調査回答という形でRPAを導入いたしております。地方税の滞納処分に関する調査回答書の情報を基幹系システムへ自動登録を行うものでございます。

続きまして、収納率の向上でございます。令和元年——平成31年度の内容といたしまして、市税の収納率で答弁をさせていただければと思います。収納率につきましては、現年課税分と滞納繰越分合わせた総計という形で答弁をさせていただければと思います。こちらにつきましては、令和元年——平成31年度につきましては98.3%ということで、前年度プラス0.8ポイントでございます。ちなみに26市の順位でございますが、8ランク上がりまして16位といった内容になっております。

令和2年度の市税収納率につきましては、総計収納率で98.7%、前年度比0.4ポイント上昇ということで、26市のランキングでは8ランク上がりまして、8位といった内容になっております。

令和3年度の市税収納率につきましては、総計で99.0%、プラス0.3ポイント上がりまして、26市の順位は、昨年と変わらず8位といった内容になっております。

収納率の向上に伴います税収増につきましては、令和3年度までに市税において約1億8,000万円、年平均で6,000万円の増収が実現しております。このほかにも、東京都市町村総合交付金や東京都国民健康保険特別交付金につきましては、交付額の算定に収納率の向上が反映されておりますことから、増額や加配当が実現しております。

また、働き方改革の実践といたしましては、職員の有給休暇の取得率70%、14日以上を取得している職員は、ほぼ全ての職員が達成しております。超過勤務時間につきましては、委託前と比較しまして年平均約1,200時間縮減しております。その財政効果としましては、令和3年度までで約800万円の削減効果額、試算ベースでございますが、なっております。

答弁は以上です。

○19番（中間建二君） 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

当時この納税管理業務を民間委託をするときには、本格的なRPAの導入は日本で初めてだというような報道等もあり、大きく注目をされた中で、本当に御努力をいただいて実績を上げていただいたかと思います。今

の御答弁でも、もう圧倒的な効果が発揮をされ、また冒頭伺った人件費の抑制、財政効果等は、委託の関係等もありますが比較検討も必要ですが、今御説明いただいた1億8,000万円の税込増ですとか、また市町村総合交付金への反映、また国民健康保険の特別交付金等の増額、これは丸々、市の努力によって大きな、市の財政基盤が確立されたというふうにも認識していいのか、この点についても確認させていただきたいと思えます。

○納税課長（中野哲也君） 先ほどの市の努力といった部分でございますが、やはり収納率向上という形での連携した中での財源効果ということでございますので、これはもう市の努力で積み上げたものでございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 続いて、ウの窓口業務全般における市民サービスの向上実績でありますけれども、現状の取組については、先ほどフロアマネジャーの2名配置等御説明いただいたところでありますが、委託前の計画では、窓口業務においてRPAを導入することによりまして、記載困難者に対して申請書の代理作成や一部の証明書発行の業務を自動化することで、窓口手続の負担軽減を図っていくような考え方も示されておりました。この点では、現在どのような対応となっているのか、お尋ねいたします。

○市民課長（長井素子君） 記載困難者に対する申請書等代理作成につきましては、令和3年5月より開始し、住民票や戸籍の証明書、印鑑登録証明書等の請求書の出力を行っております。これは、委託スタッフが総合窓口を設置しております専用のパソコンを使って聞き取り内容に沿って入力することで、RPAにより請求書の作成、出力を行っているものでございます。これらのうち、印鑑登録証明書につきまして発行業務の自動化が実現しております。これはカード型の印鑑登録証の提示を受けて、その登録番号を入力すると、請求書及び印鑑登録証明書の出力までを一括で行うことができるものとなっております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 様々な窓口業務の民間委託によりサービス向上も図っていただいているかと思えますが、また一方で、記載困難者への対応はやっていただいているところはありがたいわけですが、並行して他市も様々な努力を行っている中で、書かない窓口というものが今進んでおります。このことについて、後ほど確認をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

続いて、3番目の委託期間における最終的な成果目標、達成の見通しのところでありますが、各課におきますそれぞれの実績ということについて、また未達成の部分についてどういうものがあるのか、また期間の中でどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○市民環境部長（田村美砂君） 各課の実績につきましては、先ほど納税課長からも答弁申し上げましたが、納税課での市税の収納率向上が大変大きな実績として挙げられると考えております。また、保険年金課におきましては、国民健康保険の財政健全化や後期高齢者医療保険料の収納率向上等、成果が着実に上がっているところでございます。

さらにですね、市民課が中心となりまして、新型コロナウイルス感染症に対応したセミセルフレジの導入や窓口レイアウトを作れたことも、成果として捉えてございます。

また、未達成なものとしたしましては、窓口のワンストップサービスがございまして、こちらにつきましては、委託契約前には想定なかった新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式等も生まれてございますので、それらを踏まえた新たな窓口の在り方ということも含めながら研究をしているところでございます。

以上です。

○19番（中間建二君） 成果、実績も当然上がっているわけですが、課題もあるという中で、新たな窓口の在り

方の研究という御説明がありました。これはどういう方向性を持っていらっしゃるということなんでしょうか。

○市民環境部長（田村美砂君） 先ほど議員のほうからございました書かないというところも、こちら今行っているところもございますので、そういったところの研究も必要かと思っておりますし、あとは、来庁されないという、なかなか市役所にお越しになれないという方もいらっしゃいますので、来庁しなくても手続が済むような、そのようなやり方もこれから研究をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。その点については、次の項目で確認させていただきたいと思っております。

令和元年度からの納税管理業務の民間委託、また令和2年度からの当時の市民部の3課の窓口業務の民間委託、様々伺ってまいりましたが、これまでの御説明の中で人件費の抑制、また業務の効率化、また税収増、市民サービスの向上、様々な角度から大きな実績を上げてきているというふうに受け止めております。

これらの成果や実績は、当時は市民部ということでスタートしたわけでございますが、やはり全庁的に共有をし、また行政運営のあらゆる分野において、これらの民間の専門的なノウハウの活用ですとか、また民間の力をさらに取り入れながら、行政運営を図っていくことが大変重要かと思っておりますが、この点についての御認識を再度伺いたいと思っております。

○企画財政部長（神山 尚君） 持続可能な行財政運営の実現に向けた行政改革の一つとしまして、平成31年度以降取り組んできました市民環境部の窓口業務等委託ですけれども、これまでの間、民間事業者のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上や収納率の向上等による歳入増、業務効率化に加え、職員の働き方改革にも効果が及ぶなど、具体的に目に見える形での成果を上げているものと認識しております。

市におきましては、将来を見据えて、引き続き強力な行政改革を進めていく必要がありますが、この市民環境部の窓口業務等委託の取組と成果を庁内で共有するとともに、今後の民間活力導入の検討の際には、成功事例としまして参考にし、持続可能な行財政運営に向けた取組のさらなる推進に役立ててまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

当時、3年前また4年前は、本当に様々な財政状況、また会計年度任用職員の制度の導入等、様々な要因から、本当に難しい政策判断であったかと思っておりますが、今日の結果を見れば、当時の政策判断が大きく今日の行政運営に効果を発揮している、実績を上げているというふうな受け止めております。ぜひこのような取組がさらに加速されますことを強く願っております。

続いて、東大和市デジタル化推進支援業務委託による行政改革の推進についてのところをお尋ねをいたしますが、まず今回の業務委託については、国の方針に基づいて、自治体デジタル・トランスフォーメーションを進めるためのものということで壇上申し上げましたが、当市においては、先行して今御答弁いただいたような形で実績を上げてきている中で、これまでのそのような実績と今回のデジタル化推進の民間委託、専門知見の活用、これらがどのように関係をしているのか、この点について伺いたいと思っております。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 市民環境部におきましては、収納管理業務及び徴収業務におきましてRPAを導入することなどによりまして、作業時間が減少するなどの効果がございました。このような実績も踏まえまして、今回の委託で業務改善に取り組む保育園入園に関する業務につきましても、RPAやAI-OCRの導入を検討することなどによりまして、作業の効率化や作業時間の短縮化を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 続いて、先ほど庁内業務のところでありますけれども、今御答弁いただいた保育園の入園業務等への改善の考え方も示されましたが、保育園入園に関する業務をデジタル化していくという市長御答弁がありました。具体的にどのような姿を現在描いているのか、詳細に伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 今回の委託では、保育園入園に関する業務につきまして、現状の作業手順や作業時間等を把握した上で課題の抽出を行い、業務改善に取り組むこととしております。その業務改善の具体的手段の一つといたしまして、先ほど御答弁させていただきましたデジタル技術の導入についても検討いたしまして、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、保育園の入園に関する業務につきましては、業務改善と併せまして申請手続のオンライン化も検討することによりまして、市民の皆様の利便性の向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 大変に大きな改善につながるかと思いますが、今御答弁いただいたオンラインによる保育園入園手続については、来年度からの実施を目指しているというふうに受け止めていいのか。また、マイナンバーカードを活用した子育て・介護関係のオンライン申請の御答弁もいただきましたが、本市においても今年度末までの実現の見通しが立っているのか、準備が進んでいると認識していいのか、この点についてはいかがでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 保育園入園手続のオンライン化につきましては、令和4年度中に必要な準備を完了させまして、令和5年度から実施できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、マイナンバーカードを活用した子育て・介護関係のオンライン申請につきましては、国の計画に基づきまして、令和4年度末までに対応が可能となるように現在取組を進めておりまして、それまでに対応できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、市役所窓口における申請手続の簡略化についてお尋ねをしております。

先ほどの質疑等でも少し触れさせていただきましたが、市民部の窓口委託等におきましても、記載困難者への対応等、御努力はいただいているわけですが、またさらに今様々な施策が進んでる中で、市役所窓口における申請手続の簡略化というよりも、もうむしろ申請書を書かない市役所業務、窓口ということが進んできております。ちょうど先週も毎日新聞の記事で、北海道北見市の「書かない窓口」の取組が紹介をされておりました。このような取組について、東大和市ではどのように検討されていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 北海道北見市では、「書かない窓口」を設置するために、来庁者の方から必要な事項を聞き取るための専任職員を配置してございます。当市におきまして設置するに当たりましては、まずですね、各業務に精通いたしました職員配置、こちらが課題になるというふうに考えております。

加えまして、この窓口を設置するためには、基幹系システムの大幅な修正を行いまして、来庁者の情報に応じて必要な申請書等を自動的に作成する機能や、入力した情報を関係各課で取り込む機能を追加する必要がございますので、現時点におきましては実施は困難というふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 現時点では実現困難ということでございますが、先ほど部長のほうからも、研究課題としては認識をしているという御説明もございました。

また、この基幹系システムそのものが、全国的に今統一化、標準化ということで準備も進んでるというふう聞いております。これらの大きなシステム改善ができますれば、この市役所窓口における「書かない窓口」ということも実現可能性はあるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 今の御質疑の中でございましたとおりですね、今国では自治体システムの標準化を進めてございます。ですので現時点におきまして、市の基幹系システムに大幅な修正を加えるということは難しいというふうに考えてございます。そちらの標準化の対応が進みまして、その後の費用等を考慮しながら検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） そうは言っても、既に現在のシステムで実現ができている自治体も今複数出てきております。市民の皆様からしますと、市民サービスの向上では大変に分かりやすい施策だと思いますので、ぜひ実現に向けて検討を進めていただきたいと思っております。

続いて、マイナンバーカードを活用しての市役所窓口での対応をお尋ねをしておりますが、この「書かない窓口」という意味では、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニでの交付については、もう既に書かないという意味では実現をしているわけでありまして、同じマイナンバーカードを持っていても、市役所窓口に来たら申請書を書かなければいけないというふうになっております。これは法令の規定に基づくものだという御説明でありましたが、どのような規定があるのか、伺いたいと思っております。

○市民課長（長井素子君） 法令の規定の内容につきましては、住民票の写し等を例としますと、請求の際、氏名、住所等を明らかにすることとなっており、その方法は書類を提出して行うこととされています。そのため、窓口や郵送による請求は、書類の提出が必要となります。

一方、コンビニエンスストア端末からの請求につきましては、法令により書面で提出することとされている事項につきまして、その法令の規定にかかわらず、オンライン申請の方法により行えることが規定されております。これは、マイナンバーカードを活用した公的個人認証を利用して、暗証番号、その他必要な事項を自ら入力し送信することにより、可能となるものでございます。

以上です。

○19番（中間建二君） では、せっかく今行政サービスの向上のためにマイナンバーカードの普及促進を図っているわけですが、市役所窓口においては、このマイナンバーカードを持っていることによる利便性の向上を図るということはできないでしょうか。

○市民課長（長井素子君） マイナンバーカードを使って利便性の向上を図る方法の一つに、請求は専用端末で

自ら入力して行い、交付は窓口から受け取るという方法がございますが、この方法を行うためには、オンライン申請専用の機器等を窓口カウンター付近に設置する必要がございます。この方法は選択肢の一つであると認識しておりますが、設置スペース等に課題がありますことから、今後も引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） そうしますと、様々な今自治体が取組がなされている中で、全国的には、マルチコピー機と呼ばれるコンビニ交付と同じ仕組みの端末を、コンビニではなく市役所の窓口を設置をする自治体が増えてきております。東京でも多摩市に最近設置をされたというふうにも聞いておりますが、同様の取組を当市でも行うことについてはいかがでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） マルチコピー機の設置、運用に当たりましては、一定の費用が必要となりますので、この費用負担が課題になるというふうに考えております。他の自治体にマルチコピー機を納入した実績のある業者に、費用について確認を今回させていただきましたところ、設置、運用に必要な経費につきましては、概算ではございますが、5年間で1,000万円を超えるというような見通しということでございます。費用が高額となりますことから、マルチコピー機の設置に向けましては、費用対効果、こちらを慎重に検討していく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 今、当然費用対効果は見ていただかなければいけないわけですが、5年間で1,000万円、年間200万円という金額が、この窓口業務の改善にどう効果があるのかということも当然慎重に判断していただきたいわけであります。

多摩市では令和3年度にこのマルチコピー機を市役所の庁内に置いたということで確認をさせていただいておりますが、その際の考え方を、多摩市議会の質疑の様子を確認をさせていただきました。多摩市の考え方といたしましては、まず当然、費用面、財政面が大きな課題であるという中で、今回のマルチコピー機の設置については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが活用できるということで、これを財源に充当した。そのことによって、窓口での混雑緩和にも大きく寄与をしていくという考え方が示されております。

またあわせて、マイナンバーカードの交付にも、行政、国も自治体も力を入れてるわけですが、マイナンバーカードの交付にも効果がある。さらにコンビニでは、このマルチコピー機で住民票等を発行しようとするときには、コンビニでは、コンビニの職員はそこでお手伝いをすることは法令上できないわけですが、市役所の窓口においては、マイナンバーカードの交付に携わってるような方がそこでサポートをしながらお手伝いをしていく、こういうような考え方が示されておまして、そういう効果を目指に、このマルチコピー機の設置を政策判断をしたという御説明がございました。

そういう意味では、当市におきましても、同じ効果が私は見込めるのではないかとというふうに受け止めておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） ただいま多摩市の状況について御説明いただきました。コロナウイルスの臨時交付金をマルチコピー機の購入に対する経費として利用してるということでございます。ただ、この利用に当たりましては、その機器を更新する際の経費、ランニングコストにつきましても十分に考慮する必要があるかと存じます。また一方で、マイナンバーカードの普及に対する後押しとなるという効果も十分にあるとは考えられ

ます。この点について総合的に考えまして、引き続き検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

今回の取組によりまして、オンラインによる様々な行政申請、そもそも市役所に来なくてもいい市役所の在り方についても当然検討されてらっしゃるわけですので、そこが大きく進むことも期待をしながら、また一方で、そうなってくると逆に、そういう技術的なところにはなかなかついていけない方のみが市役所にいらっしゃるといような状況になってくるということも考えますと、やはり市役所窓口で「書かない窓口」、またマイナンバーカードを活用して行政サービスができる、そういう仕組みはぜひ東大和市においても進めていただきたいというふうに願っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて、最後、都市マスタープランの改定のところをお尋ねをしたいと思います。

都市マスタープランの改定作業の進め方について、市長から御答弁をいただきましたけれども、都市計画法におきましても、策定過程においては、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものというふうにされております。この3か年で都市マスタープランの改定作業を進めていくということですが、具体的な手法ですとか、またスケジュールはどのように今検討がなされているのか、伺いたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 改定作業の手法につきましては、上位計画や関連計画等の整理、土地利用等の現況と今後の見通しに関する調査・分析などのほか、市民意見の聴取の機会として、アンケート調査の実施、ワークショップやオープンハウスの開催などを想定しております。

スケジュールにつきましては、令和4年度は改定方針の検討や全体構想の骨子案の取りまとめ、令和5年度は全体構想の素案の作成や地域別構想の骨子案の作成、令和6年度は全体構想及び地域別構想を取りまとめた上で、都市マスタープランの改定案の作成などを予定しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） そういう中で、住民の声を聞いていくということは当然になるわけでありますけれども、一方で主体であります東大和市として、どのようなまちづくりビジョンを描いていくのかということも重ね合わせて進めていく必要があるかというふうに思います。

東大和市におきましては、私が申すまでもなく、これまでの関係する諸先輩の皆様の長年にわたる御尽力のおかげで、都心に程近いベッドタウンとして、都市整備や、また交通機関等も一定程度整備はされているわけですが、その魅力をさらに引き出していくためには、やはり東大和市駅をはじめとした鉄道駅を拠点としたまちづくりですとか、貴重な、有効利用の可能性がある桜が丘の国有地、また都有地等の未利用地も有効活用していくことも、当然市としては検討をしていくことになるかと思います。これらの資源の有効活用について、またまちづくりのビジョンについて、現在の考え方を再度確認させていただきたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 都市マスタープランの改定において検討すべき新たな課題として、東大和市駅や上北台駅周辺などにおける都市機能の集積したにぎわいのある魅力的な拠点形成と、拠点の後背地である住宅市街地の魅力向上を併せて図ることなどがあるものと認識しております。これらの課題への対応に当たっては、都市基盤施設の整備の状況、各地域の特性などを踏まえた検討を行い、その属する地域の市街地像を新たに位置づけていくことなどが必要と考えられます。その上で、当該市街地像の実現に向け、都市基盤整備や都市機能の集積の手法などについて、地域の実情に応じた検討を具体的に進めていくことになるものと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） それでは、この項目、最後になりますので、ぜひ尾崎市長の御見解を伺いたいと思うんですが、市長も恐らく感じていらっしゃるかと思いますが、東大和市の近隣市の状況を見ますと、もともと立川市は、これまでこの多摩地域の中でも一番都市機能が集約をし、都市としては発展をしてきている中で、今後、お隣の武蔵村山市には多摩都市モノレールの延伸計画が決定をされ、既にどこに駅を造っていくのかというようなどころまで事業が進んできるといふふうにも伺っております。

また一方で、お隣の東村山市では連続立体交差事業も着々と進んでき、また駅前開発等も行われてきている中で、東大和市がこの近隣の他市と比べてどういう魅力を創出をしていくのか、また都市間競争にも負けない東大和市を選んで移り住んでいただくまちづくりを進めていくのか。そういう意味では、今回の都市マスタープランの策定、改定が、そこに大きく期待が集まるものというふうを受け止めておりますし、当然、尾崎市長も強い思いを持って今回の改定作業に臨んでいかれるものというふうを受け止めております。この点についての尾崎市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 東大和市の都市としての魅力ということでございますが、広域的な緑の骨格をなす狭山丘陵の自然環境への近接性、あるいは鉄道やモノレールによる都心及び立川方面、双方へのアクセス性、それらを備えることで育まれてきた、ゆとりある良好な住環境にあるものと認識をしております。

都市マスタープランの改定を契機として、都市の魅力を最大限引き出す都市づくりを進めることにより、都市としての価値の向上につなげていきたい、そのように考えております。

○19番（中間建二君） 大変に重要な施策、課題であるかと思っておりますので、10年、20年先の東大和市のまちづくりを見渡し、また尾崎市長の思いが、この都市マスタープランの改定に反映されますことを強く期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 博 之 君

○議長（関田正民君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和4年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、デジタル地域通貨の導入についてです。

デジタル地域通貨の導入についてですが、昨年6月の定例会でも取り上げさせていただきました。現在東大和市では、キャッシュレス決済アプリのP a y P a yで市内の飲食店や小売店等の支払いを行うと、30%のポイントが還元されるという消費活性化事業を令和2年9月からスタートし、現在行われている9月の分を含めると、8回となる事業となっております。市内において、このP a y P a y 30%還元事業を知らない人はいないぐらい浸透し、消費者、事業者ともに多くの好評を得ているのではないのでしょうか。コロナ禍をきっかけとし、時代の流れでもあるキャッシュレス決済の推進、事業者への事業支援、コロナ禍における消費活性化の一助になったことは大変評価に値すると思います。

一方、この事業による事業者の売上げの増加は、ふだん大手スーパーや飲食店、飲食チェーン店を利用している人たち、また他市でお買物をする方が流れてくることが多いのではないのでしょうか。また、国や東京都か

らの交付金で行われている関係上、事業者にとって一時的に大きな効果が得られるものでありますが、持続的な施策が必要だと考えます。市内、市外によらず、市内の飲食店や小売店等を利用するという事は、市内の交流人口を増やし、地域経済を活発にし、市民満足度を向上させてまいります。今後も市民が東大和に愛着を感じ、事業者が永続的に事業を継続していくには、市内の産業や施策を掛け合わせるなどの官民一体となった取組が必要ではないのでしょうか。

昨今、地域経済の活性化と地域コミュニティの形成に、地域限定のデジタル通貨を導入している自治体が増えております。毎日の散歩や、ボランティアをした際、自治体からポイントを付与され、そのポイントで市内加盟店でお買物ができたり、地域限定プレミアム商品券を発行したり、納税、公共施設の利用料の支払いにできるものもあります。東大和市でもこのデジタル地域通貨を導入し、地域経済の活性化と地域コミュニティの形成の一助とするとともに、市の施策の推進に役立てることを提案し、以下質問いたします。

デジタル地域通貨の導入について。

①市がこれまで行った消費活性化事業について。

ア、消費活性化事業のための交付金の内容について。

イ、事業者が決済事業者に支払う手数料について。

②市民窓口のキャッシュレス化について。

③デジタル地域通貨を導入した場合の可能性について。

ア、地域経済活性化について。

イ、市の施策推進について。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、消費活性化事業の交付金についてであります。消費活性化事業につきましては、令和2年9月から令和4年4月までに合計7回実施し、現在は8回目を実施しているところであります。この間、消費活性化事業を実施するに当たり、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金をはじめとして、東京都の市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、地域活性化緊急支援事業費補助金及び生活応援事業費補助金を活用しております。

次に、市内の事業者が決済事業者に支払う利用料についてであります。令和3年10月から決済システム利用料が有料となっております。利用料につきましては、事業者が毎月Pay Payを利用して決済を行った取引金額の1.6%または1.98%となっております。

次に、市役所の窓口におけるキャッシュレス化についてであります。市民課、納税課、課税課及び清原市民センターの各窓口におきましては、令和4年3月から証明書手数料等についてキャッシュレス決済を開始しております。窓口利用の多い市民課を例にしますと、令和4年4月から7月までに収入した手数料のうち、おむね13%がキャッシュレス決済により支払われております。

次に、デジタル地域通貨の導入に伴う地域経済の活性化についてであります。デジタル地域通貨につきましては、特定の地域のコミュニティの中で使用できる電子決済手段であり、サービスや物とデジタルの通貨を交換する仕組みであると認識しております。他の自治体での取組としまして、デジタル地域通貨の活用によ

り地域経済の活性化に結びついた事例がある一方、普及が進まなかった事例もあると聞いております。こうしたことから、市民の皆様の機運の高まりなどを注視しながら、デジタル地域通貨の取組が地域経済に与える影響等につきまして、引き続き調査・研究してまいります。

次に、デジタル地域通貨を導入した場合の市の施策推進についてであります。デジタル地域通貨を導入している自治体や地域におきましては、地域通貨を住民の自助、共助の取組等に活用し、消費活性化とともに地域の課題解決につなげている事例もあるものと認識しております。デジタル地域通貨を導入した場合の市の施策推進の効果につきましては、他の自治体や地域での効果を情報収集しながら研究していく必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○11番（森田博之君） 御答弁ありがとうございました。

まずは、消費活性化事業について再質問させていただきます。

現在好評を得ているこの消費活性化事業ですが、令和2年9月に始まり、東大和市は東京都の中でも一番最初にこの事業を行った自治体でございます。その後、近隣市でも同様の事業を行う自治体も出てまいりましたが、コンビニも対象事業者を含むなどで地元の事業者から不満が出るなどしまして、事業の見直しを余儀なくされるということもございました。東大和市においては、近隣の市のキャンペーン状況や市場動向などを調査し、事業対象者の範囲、この事業を行うタイミング、還元率などが、事業の最大限有効になれるように図られてまいりました。当初、この事業に否定的な意見の事業者もいたと聞いておりますが、この定着した事業ですけれども、どれぐらいの効果が出ているのか、御教示いただきたいと思っております。

まずは、消費活性化事業の財源について、市長から答弁ありましたが、これまでの事業費について教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 消費活性化事業の事業費についてであります。令和2年度3回実施の付与費及び事務費を合わせた経費合計額としましては1億5,456万1,489円でございます。事業費に対する財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、東京都の市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、地域活性化緊急支援事業費補助金及び生活応援事業費補助金と一般財源となっております。

令和3年度3回の実施の付与費及び事務費を合わせた経費見込合計額としましては2億4,340万3,005円でございます。事業費に対する財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、東京都の生活応援事業費補助金と一般財源となっております。

令和4年度1回の実施の付与費及び事務費を合わせた経費見込合計額としましては1億2,435万5,076円でございます。事業費に対する財源につきましては、国の地方交付金と一般財源となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（森田博之君） 合計いたしますと5億2,000万円程度となります。この消費活性化事業に対する歳入財源の割合ですが、どのようになっているのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 消費活性化事業に対する歳入予算の割合につきましては、他の事業への財源充当もあることから、おおよその割合で御説明いたします。

令和2年度消費活性化事業に対しましては、国の交付金は73%、都からの交付金や補助金は25%、一般財源は2%でございます。

令和3年度消費活性化事業に対しましては、国の交付金は53.5%、都からの補助金は46.2%、一般財源は0.3%でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

ほとんどが国や東京都の交付金、補助金で行われているということで、事業の恩恵のみが東大和市に還元されてると考えていいと思います。市民の方には、還元されている30%について、市が出しているんですけど、東大和市はすごいねと言う方もいらっしゃる、逆に、こんなに放出しちゃって大丈夫なのと言う方もいらっしゃいます。私の回答は、国や東京都からコロナ対策のために予算がついていて、それを独自に市が有効活用しているんだよというふうに説明させていただいております。

この事業を始める当初、Pay Payを扱う事業者が少なかったこともあり、より多くの市民に活用してもらうため、商工会の皆様や産業振興課の皆様が加盟店を増やす努力をされたというふうに聞いておりますこの消費活性化事業ですが、これまで令和2年9月から令和4年9月まで通算8回実施しておりますが、各回の参加店舗、事業者はどれくらい参加しているのか、教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 消費活性化事業に対するこれまでの、令和2年9月実施の第1回から令和4年9月の実施第8回までの参加店舗数、登録店舗数についてであります。令和2年9月第1回は297店、令和2年11月第2回は328店、令和3年1月、2月の第3回は368店、令和3年6月第4回は424店、令和3年8月第5回は445店、令和4年2月第6回は461店、令和4年4月第7回は474店、令和4年9月、現在でございます第8回は487店でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 当初から比べますと1.6倍、始まる前から比べると2倍くらいの、もしかしたら加盟店が増えているのではないかというふうに思われます。それだけ人気のある事業だと言えるのではないのでしょうか。これだけの事業者が参加しているこの消費活性化事業がもたらす市内の経済効果について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内での経済効果についてであります。キャッシュレス決済による消費活性化事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが低迷するなどが続いている中で、事業継続、回復のためには消費の活性化が必要であると考えております。本事業を実施することで、市内の飲食店や小売店等で買物やサービスを受けた消費者に対して、支払額の30%を還元するキャンペーンを実施することで市内消費を増やすことを目的としております。その結果、令和2年9月の第1回実施から令和4年4月の第7回までの事業費から経費を差し引いた、消費者へ付与された金額の合計は約4億9,200万円見込まれ、市内の経済効果につながっていると考えております。

また、事業者からの反響としましては、商工会が実施したアンケートの御意見では、支払額の30%を還元す

るキャンペーンを実施した月の前月や前年の同時期に比べて、売上げが増えたという声が多く寄せられていると聞いております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 新型コロナウイルスの感染拡大により、事業者は大きなダメージを受けました。特に飲食店、またその関連企業におかれましては、営業自粛による多大な損害がありました。東京都の営業時間短縮等に関わる感染拡大防止協力金をはじめ、様々な補助金や助成金、給付金もありましたが、何といても営業ができないということで、お客さんの足が遠のいていくという不安が一番であります。そういう中で、事業者においてこの消費活性化事業は心強いのではないのでしょうか。

また、消費者にとっても、ふだん買物の30%が還元されるというのは、この新型コロナの感染拡大の影響で世帯収入が減ってしまった方々にとっては、特に大変喜ばれたのではないのでしょうか。

以前、令和元年10月に消費税10%を導入した際も消費活性化事業が行われました。当時の対策としては、プレミアムつき商品券事業でありましたが、その事業の概要と今回の消費活性化事業を比べてどのように認識しておりますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） プレミアム商品券につきましては、令和元年10月の消費税10%へ引上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起、下支えをすることを目的として、東大和市プレミアム付商品券事業を実施いたしました。プレミアム付商品券は、額面総額5,000円の商品券を1冊4,000円、プレミアム率25%、1,000円分に設定されておりました。販売冊数は3万223冊、金額は1億2,089万2,000円が販売されました。使用された商品券の額面総額は1億5,111万5,000円を、市内取扱店舗及び事業所等269店で使用されました。

当時のプレミアム商品券実施時期は現在のコロナ禍の前でありましたことから、紙の商品券を直接店舗と消費者が接触対応していたため、紙による商品券の印刷に関する予算、作成期間の確保などが必要でした。現在市が進めております非接触型のキャッシュレス決済はそういったものが不要となり、新型コロナウイルス感染症対策の有効な手段の一つであると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） たしかこの全体事業費は8億円ほどであったと思います。この事業のデメリットは、偽造されないための高コストな印刷費、それから商品券への交換に当たる人件費、また事業者で使われた商品券をまた現金に戻すというような作業が必要なため、それにかかるコストが大き過ぎるというふうに認識してございます。

御答弁のとおり、非接触型のキャッシュレス決済が今回の事業で非常に有効的だということが分かりました。市民の中には、それでも紙の商品券がよいと言う方もいらっしゃいますが、時代の流れも含めて、今後はデジタル的な決済が当たり前になってくると思います。キャッシュレス決済は、そういう意味でも、今後決済の主流として加速していき、今回のP a y P a yをはじめ、現在もそうですが、様々な形態の事業者も増えてくると思われま。

現在でも多くの決済事業者がある中、この消費活性化事業としてP a y P a yをこれまで続けてきた理由について教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 消費活性化事業につきましては、市が商工会と消費活性化事業に関する委託契約を締結しております。P a y P a yにおける消費活性化事業をこれまで続けてきた理由としましては、他社

と比較して、事業者が負担する利用手数料の率の経費負担が一番低いことが理由の一つと考えられます。

令和2年9月の導入当時は、利用手数料が無料でありました。令和3年10月からは、1.6から1.98%となりましたが、他社の利用手数料が2%以上であることや、複数のキャッシュレス決済を同時に導入することは、事業者側の業務が煩雑になるということで、事業者にとって、できるだけ負担が少ないような形で実施してまいりました。また、回を重ねるたびに市内で定着しているP a y P a yは、コロナ禍による消費活性化の支えとして、事業者や消費者にとって効果が得られるものとして、交付金を活用して取り組んでおります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 主な理由は、当初の利用手数料が無料で、その後も事業者の手数料が安価であるということが理由であるということでした。それに加えて、やはりP a y P a yの普及率を考えれば、P a y P a yにしているというのは妥当かと思われま。P a y P a y側も、それを見越して当初の利用料を無料にしてシェアを獲得してきたというふうに思います。実際に業界の中では一番シェアがあるということで、手数料も安価にできているんだというふうに思います。

この事業は、市内事業者、市民にとって多く望まれている事業ですが、このような予算は、いつごろまで続くと考えられているのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 国や東京都からの交付金等の見込みに係る現時点での情報は把握をしておりませんが、コロナ禍による消費活性化が必要な状況が続く限り、要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市内事業者からの要望が強いので、でき得る限り続けていかれることがよいと思われまますが、いつまで続くわけでもありません。この事業は国や東京都の予算で行われているということもあり、予算がつかなくなった場合は継続できなくなると思われまますが、この事業がなくなった後の事業者への支援などはどのように考えているのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） これまでの消費活性化事業を活用した各事業者、店舗では、リピーターを増やす取組など顧客拡大につながっているといった声も伺っております。

本会議初日には補正予算の議決をいただき、冬季にも消費活性化事業に取り組むこととなりましたが、現在実施しているものも含め、こういった機会をさらなる顧客拡大につなげていきたいと考えております。これまでも、そのときに応じた支援に取り組んでまいりました。今後のコロナの状況、経済状況などを鑑みながら、より効果的な支援については、財源見込みを踏まえながら検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市内事業者も、この機会を独自の顧客拡大につなげようと努力されていると聞いております。地元事業者は、大手にはまねのできない個性のある店舗が多くございます。そのお店の個性でファンを増やすことが大事だと思いますが、それにしても各店舗でやれることも限られております。御答弁では、コロナ禍の状況、経済状況などを踏まえながら、より効果的な支援について、財政状況を踏まえながら検討していくことが必要とお考えをいただきました。市内事業者が持続可能な経営ができるよう御支援いただきますよう要望したいと思います。1のアの質問はこれで終わりにしまして、次のイに移りたいと思います。

事業者が決済事業者に支払う利用料について伺います。

この事業を行う際、当初無料になっていた事業者に支払う決済システム利用料ですが、令和3年10月から有料になったということでありま。事業者が決済する際に支払う利用料について、どのようになっているので

しょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 事業者が決済の際に支払う利用料についてであります。お客様が日々お買物をされ、P a y P a y 決済を利用された月額合計金額に対して、利用料を決済事業者へ支払うものであります。以上でございます。

○11番（森田博之君） 利用料につきまして、先ほど市長から、事業者が毎月P a y P a yを利用して決済を行った取引額の1.6%または1.98%という答弁がございました。この率の違いはどのようなことなのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 利用率の違いについてであります。決済システム利用料として、市内事業者が1.60%を選択した場合は、月額取引金額に対して、決済事業者が定めた特定サービス分として1,980円を加えた金額を、また1.98%を選択した場合は、月額取引金額に利用率を乗じて算出された金額を翌月利用料として支払う制度と聞いております。以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

ということは、いずれにしても大体2%弱の利用料を決済事業者を支払っていることが確認できました。通常利用者のP a y P a yのポイント還元は0.5%で、最大1.5、約2%の利用料ですと、事業者が支払った約2%のうち、0.5から1.5%が——大体1%ですが——決済事業者を支払われるということになるのでしょうか。そうなりますと、P a y P a yで1億円の売上げが上がると、1%ですから100万円が事業者の皆様から決済事業者を支払われるというふうな形になるかと思えます。その分が決済事業者の取り分になってるということが分かりました。

1のこの質問は、これで終わりにいたしまして、次に、市民窓口のキャッシュレス化について再質問いたします。

市民課、納税課、課税課、清原市民センターについては、おおむね13%がキャッシュレス決済により行われていることが分かりました。それ以外のキャッシュレス化についてはどうなっているのでしょうか。例えばハミングホール、公民館、体育館などはどのようになっているのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） ハミングホールや東大和市 Rondomina の体育館におけますキャッシュレス化の導入状況についてであります。これらの施設は、指定管理者制度を導入している施設であります。ハミングホールにおきましては、クレジットカード、電子マネー、それからバーコード決済を、東大和市 Rondomina の体育館におきましては電子マネー決済を、それぞれの指定管理者において導入を行っているところであります。

以上でございます。

○中央公民館長（伊藤 智君） 公民館の使用料等に関するキャッシュレス化につきましては、東大和市第6次行政改革大綱に基づき、他の施設の所管課等と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 指定管理者制度を導入している施設についても導入済みということで、公民館や他の施設の所管課等、検討されているとの御答弁をいただきました。

納税や保険料の支払いについては、どのようになっているのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 市税等の納付におけるキャッシュレス決済につきましては、インターネットを利用

したクレジットカードでの納付や、モバイルレジによる納付が既に可能となっております。また、令和4年1月4日よりですね、電子マネーによる市税等の納付を開始しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） キャッシュレス支払い導入のその効果はどうでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、利用者が自ら精算を行うセミセルフレジを導入しました。その際、利用者の利便性向上の観点から多様な支払い方法を提供するため、電子マネーやクレジットカード等で支払うことができるキャッシュレス決済を新しく支払い方法に追加しました。これにより、支払い方法が選択できることによる市民サービスの向上、窓口における現金管理に係る時間の節減に効果があるものと認識しております。

以上です。

○11番（森田博之君） やはり利用者にとっては、支払い方法の多様化がする時代、支払い方法を選択できるというのは、今の時代、助かるのではないのでしょうか。また、窓口における現金管理に係る時間の節減に効果があるということで、業務の効率化、また市の進める市内のデジタル化推進の一助にもなっていると思われま

す。
その対価として支払う決済手数料についてですが、具体的にはどれくらいの利率を決済事業者を支払っているのでしょうか。

○市民課長（長井素子君） キャッシュレス決済に係る手数料は、契約している事業者の事業者情報に当たり、事業運営に影響があると考えられることから、その具体的割合についてお答えすることは差し控えていただきますが、一般的なキャッシュレス決済の手数料は3%前後と考えられているところでございます。

以上です。

○11番（森田博之君） P a y P a yで事業者が支払う手数料が2%ぐらいでしたので、はっきりした率は言えないということでしたが、一般的な利率でいうと3%ということでもございました。結構支払うんだという印象でございます。市民サービスの向上や業務の効率化が図られているということで、費用対効果を考えると何とも言えませんけれども、どうしてもサービス向上や業務効率化を図るにもコストがかかると、どうしてもコストがかかるということが分かりました。

②の質問は、これで終わります。

次に、地域経済活性化についての再質問をいたします。

地域通貨は、一定の地域で流通させる通貨ですので、利用できる事業者が少なくても、利用価値が上がりません。利用する市民に認知されてないと普及されません。市長の答弁のとおり、デジタル地域通貨の活用により地域経済の活性化に結びついた事例がある一方、普及が進まなかった事例もありますので、そう簡単にできることではないということは私も認識しております。

ただ、現状、企業による通貨の囲い込みが始まっています。通貨の囲い込みができますと、人々の購買意識をコントロールできますから、企業の戦略としては有効でございます。今回のバーコード、QRコードの決済システム、P a y P a yをはじめ、身近な例でいいますと、セブン&アイ・ホールディングスのn a n a c oカード、ローカルなところであれば、エコスさんのハッピーカードなどがございます。エコスさんは、このハッピーカードの戦略で顧客の囲い込み、他の決済サービスに頼らない、コスト節約に成功しているということで、会社四季報を見ますとそのようなことが書いてあります。消費者にとって、お買物をするとポイントがつかま

すので、同じものを買おうとすると、どうしてもそちらのほうに流れていく傾向があるのではないのでしょうか。それが悪いというわけではありませんけども、少しでも地元事業者に利用してもらいたいものですから、地元事業者が利用するとお得で、さらに地元事業者で囲い込める有利なシステムをつくったらどうかというのが、このデジタル地域通貨でございます。

東大和でこれに近いシステムで可能性があるものが、以前の一般質問にもさせていただきました、やまとカードであり、このやまとカードは古くから東大和にあるスタンプカードです。東大和スタンプ商業協同組合が発行しているカードですが、改めて現在加盟店舗含めて、その仕組みについて詳細を教えてくださいませんか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） やまとスタンプカードにつきましては、東大和スタンプ商業協同組合が行っている事業であり、当初、昭和62年、東大和スタンプ事業から引き継がれ、やまとカードとして現在に至っていると聞いております。現在の加盟店舗数につきましては47軒でございます。

仕組みといたしましては、東大和スタンプ商業協同組合加盟店で買物をしますと100円で1ポイント、カード1枚に400ポイントためられる仕組みとなっております、400ポイントがたまりますとゴールカードとなり、加盟店において500円分の還元が受けられるものでございます。顧客サービスの向上、顧客の定着化等を図る目的としたポイントカードであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） このやまとカードは、今も知る人ぞ知る大人気のカードです。私なりに調査いたしましたところ、PayPayもnanacoカードもハッピーカードも、基本は0.5%の還元となっております。その他、条件でそれ以上になってまいります、基本は0.5%です。一方、やまとカードは、基本が100円で1ポイントですので、1%の還元率となっております。100円で1ポイント、それから400ポイントためるとゴールカードになりまして、500円の金券になります。4万円の利用で500円の還元ですから、1.25%ですから大変お得なカードとなっております。0.5%の還元率では、10万円の買物で500円ですから、断然やまとカードのほうがお得なわけでございます。

また、PayPayもnanacoカードもハッピーカードも様々なキャンペーンやイベントがありますが、やまとカードも、市が商工会の予算をつけて行っている商店街チャレンジ戦略事業があります。これはちょうど今行っているスタンプラリー事業でして、抽せんで山形のシャインマスカット、南三陸町の漬け魚セット、仙台の肉厚牛タン、さらにダブルチャンスで姉妹都市喜多方の喜多方ラーメンが当たる、スタンプラリーと東北復興支援のための物産をプレゼントするという事業でございます。詳細はチラシを見れば分かりますが、大変お得な内容となっております。

ただ、残念なのは、この東大和スタンプ商業協同組合の加盟店が現在47店ということで少ないということです。そしてそれからPayPayなどと違い、ポイントチャージができないということでもあります。この2点をブラッシュアップすることで、PayPayに負けず劣らない仕組みに発展させる可能性を秘めているのではないかとこのように思います。うまくいけば、現在のPayPayのキャンペーン参加事業者が487店ですから、全店加盟いただければ、今の47店の10倍にすることもできます。

また、加盟店の負担している利用料も大体2%と聞いておりますので、PayPayなどと利用料は変わらないと思われます。相互扶助の組織の協同組合ですから、利益重視の民間事業者と違います。研究が必要ですが、ブラッシュアップして、PayPayに置き換わる東大和市独自の決済システムとして定着することにな

れば、決済手数料も協同組合に入ることになり、そのお金は相互扶助のため使われ、お金の外部流出を防ぐこととなります。

地域通貨は、その地域地域で地元の信用組合が主体となっていたり、商店街連合会が主体となっていたりと、その形は地域によって異なりますが、実際に飛驒の「さるぼぼコイン」や木更津の「アクアコイン」、世田谷で行っている「せたがやPay」など、好評を得ている事例もあります。少し大きく話をしてしまったかもしれませんが、前回の一般質問の中の答弁でも、組合の役員の方から、将来に向けデジタル地域通貨への移行を見据えた相談もいただいてということでしたので、ぜひとも連携して進めていただきたいと思います。

③のAの質問は終わります。

次に、市の施策推進についての再質問をいたします。

東大和市では、元気ゆうゆうポイント事業があり、好評だと聞いております。前回のときに、令和2年度において217人の景品交換者があり、これも特にやまとカードの交換が人気だと聞いております。令和3年度の様子はいかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 令和3年度の東大元気ゆうゆうポイント事業の実施状況についてですが、景品を交換された方は229人、景品は、やまとスタンプカードのゴールカード、交換枚数の総数は546枚となっております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） やまとカードへの交換の人数は若干増えているようでございます。このゆうゆうポイント事業は、基本、1回参加すると1ポイントもらえ、30回行くと、景品交換でやまとカード1枚500円のゴールカードの金券になりますから、元気ゆうゆう体操、定期的に通ってる方は特に大変励みになっているのではないかと思います。そして、この金券が市内に流通し、事業者へと還元されていくと。このように、民間事業者と市の施策と掛け合わせる、掛け算で行うユニークな仕組みは、健幸都市宣言をした市の施策への推進につながっていると認識しております。

また、地域ボランティアの推進にもこのような仕組みを導入していくことで、市の施策の推進につながると考えられます。フードロス、まちづくり、環境、ごみ対策、高齢者見守り、防犯、スポーツ推進など、施策に対する地域ボランティアポイントを付与することで、地域コミュニティの推進にもつながり、様々な施策推進にも利用できます。

また、市のキャッシュレス決済は約3%程度、決済手数料がかかるということでしたので、独自に仕組みをつくれるデジタル地域通貨を導入すれば、公的サービスや公共施設の利用の支払いのコスト削減にもつながる可能性もあります。デジタル地域通貨の導入は、地域経済活性化と地域コミュニティの形成、市の施策の推進につながると考えます。他の自治体でも、このデジタル地域通貨を導入する自治体が増えてきております。

三鷹市では、「ボランティアポイント・地域通貨（仮称）」事業の基本方針が今年2月に策定されました。この研究メンバーの一人にお話を伺いました。まずは、ボランティアポイントの試行からということでありました。やはり課題はたくさんあるようでございます。しかし、このようなユニークな手法は、東大和市のブランディングにもつながると思います。ぜひとも御研究いただき、商工会などの地域と連携していくことを検討をお願いできればと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和4年第3回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問では、私は大きく三つの点にわたって質問いたします。

1点目は、若い世代の意見を市政・まちづくりに反映させる取組についてです。

総務省の地方制度調査会は、第32次調査会を踏まえ、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を令和2年6月に発表しました。その答申に、「地域の未来像についての議論」と題する一説がありますが、そこには、「市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。その際、市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様であることから、それぞれの市町村において、首長、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。」と述べられています。

こうした国の客観的なデータを基に自治体の将来像を検討していく方向性と軌を一にして、市としても新しい総合計画を策定されたものと推察いたします。こうした自治体の将来像を検討していく議論は、当然今後も様々な機会に多様な形を取りながら継続的に行っていく必要があると考えます。将来のまちづくりを見据えたときに、その議論の場において、このまちに暮らす、またこのまちで働く若い世代の意見に積極的に耳を傾け、それを施策展開に反映させていくことは特に重要な視点だと考えています。

私は、これまでの一般質問等において、若者会議の立ち上げなど、他の自治体が多様な取組を通じて地域のまちづくりに若い世代の意見を取り入れる試みを行っていることを紹介してまいりました。東大和市でも、市内在住、在学、在勤の10代から30代の若い世代が市の将来のまちづくりに積極的に意見を出し、それが施策に反映されるような仕組みをつくるべきではないでしょうか。

そこで、こうした取組を通じて、市のまちづくりにこれまでにない展開が期待できると考え、以下の質問で市の御見解を伺います。

①市の新しい総合計画「輝きプラン」の策定について。

ア、幅広く市民の意見を反映させる取組をどのように行ってきたのか。特に、将来のまちづくりの主役となる若い世代の意見をどのように取り入れたのか。

②市政運営に若い世代の意見を反映させる取組について。

ア、これまでにどのようなことに取り組んできたのか。

イ、他の自治体の取組について市の見解を伺う。

a、「若者会議」の継続的な開催。

b、行政の審議会に「若者枠」の設置。

c、少年議会の開催による独自予算での施策推進。

ウ、今後、若い世代の意見をより積極的に聴取し、市政とまちづくりに反映させるための在り方について市の見解を伺う。

2点目は、東京都パートナーシップ宣誓制度と今後の市の取組についてです。

東京都議会では、本年6月15日に、LGBTQなど性的少数者カップルを公認するパートナーシップ宣誓制度の創設を盛り込んだ改正人権尊重条例が全会一致で可決成立しました。この条例改正を受け、当該制度は11月より施行されることになっています。

東京都では、10月11日から届け出を受け付け、11月1日から証明書の発行と運用が開始されます。都議会公明党では、当事者団体などからの御相談、御要望を受け、議会質問でもパートナーシップ宣誓制度などの早期実現を重ねて訴えて、これを推進してまいりました。

パートナーシップ宣誓制度は、都内では2015年に渋谷区と世田谷区で運用がスタートしました。公益社団法人Marriage For All Japanの調査によりますと、同様の制度は、2022年7月1日現在で223の自治体が導入をし、その人口カバー率は53.1%になっています。世界では、2022年7月現在で、31の国、地域で同性婚が可能で、主要国G7の中で日本だけが唯一、同性婚が認められていない国となっているようです。本来であれば、当事者の方は、国が早期に同性婚を認めるよう望んでいると考えますが、法律の改正を待つだけでなく、性的マイノリティーの方々の人権を尊重し、その生活上の不利益を軽減させて、より暮らしやすい環境づくりを進める観点から、このパートナーシップ宣誓制度は、有意義なものとして全国の自治体で導入されてきたものと認識しています。私も公明党も当事者の方の声を真剣に受け止め、全国各地の自治体でこの導入を推進してきました。

そこで、今般東京都がパートナーシップ宣誓制度を11月1日から施行することにより、東大和市の行政事務や市民の生活にどのような影響が出るのか、また今後同様の制度を市として導入する考えがあるのかなどを含め、以下の質問で確認させていただきます。

①令和4年11月より施行される「東京都パートナーシップ宣誓制度」について。

ア、具体的な施策内容はどのようなものか。

イ、本制度が実施されることによる市政への影響には、どのようなものがあるか。

②多様性が尊重される社会の構築に向け、今後市はどのような取組を行っていくかと考えているのか。

3点目は、登下校時の児童の熱中症対策についてです。

年々温暖化の影響で夏の暑さが苛酷になっていることは、多くの方が文字どおり肌で感じておられるのではないのでしょうか。特に子供は、大人に比べて暑さに弱く、熱中症になりやすいと言われています。汗をかき機能が成人に比べると、発達段階により外気温の影響を受けやすく、体に熱がこもりがちになります。また、身長が低い分、地面からの照り返しの影響も大人より強く受けます。そのため、熱中症から子供たちを守るには、周囲の大人が十分に配慮し、ケアをする必要があります。

本年は6月から気温が高く、朝から1日中厳しい暑さの日が続きました。こうした厳しい気象状況においては、登下校時の小学生の負担は大きいものがあると思います。特に、学区内で学校から離れた場所に自宅があ

る児童が、毎日の登下校で体調をおかしくしないか、保護者や登下校の見守りをするスクールガードの方などから心配の声が聞かれました。

また、これから東大和市では小学校の統廃合が行われますが、今までよりもさらに登下校に時間のかかる児童も出てくることが予想されます。今後の気象の変化や学区割りの変更も考慮し、酷暑の時期の登下校に熱中症にならないよう、何かしらの対策を打つことが必要ではないかと考え、以下の質問で市の御見解を伺います。

①現在の取組はどのようなものか。

②温暖化による夏季のさらなる気温上昇と、学校の統廃合による影響を考慮した取組を行うことについて、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については、御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、「輝きプラン」の策定に際しての意見聴取についてであります。「輝きプラン」の策定に当たりましては、市民の皆様の意見を反映させるため、市民意識調査や市民参加のワークショップ、企業・各種団体へのアンケート等様々な手法を活用し、広く意見聴取を行ったところであります。特に若い世代に対しましては、総合計画審議会の委員の公募において、若い世代の募集区分を設けたことや、中学生を対象とした定住意向等に関する調査及び市の若手職員によるワークショップなどを実施し、意見聴取を行ったところであります。

次に、市政運営に若い世代の意見を反映させる取組についてであります。最近の例で申し上げますと、市の施策等の検討組織において、子育て中の方や小・中学生を委員に任命し意見を聴取したことや、計画策定時の調査の対象に中学生や高校生の区分を設けて、ニーズや意見等を確認した取組などがあります。また、「市長と語る会」（タウンミーティング）におきまして、子育て関連イベントと同時開催し、子育て世代の方々に直接意見を伺うなどの取組も実施しております。

次に、若者会議についてであります。若者会議は、他の自治体の事例を見ますと、自治体が計画や方針を策定する際に意見を聴取するケースのほか、魅力あるまちづくりなどについて議論を行い、若者自身が自治体の予算を活用してプロジェクトを立ち上げ実践していく取組など、その形態は多様であります。市政運営に当たりましては、様々な年代の市民の皆様の御意見を伺うことが重要であります。特に将来に向けた取組につきましては、若い世代から多くの意見を伺うことが必要であると考えております。他の自治体の事例なども参考に、市にふさわしい方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、審議会における若者枠についてであります。市におきましては、審議会において市民委員の公募を行う場合、若い世代も含めた年齢条件を設定しておりますが、若い世代からの応募は極めて少ない状況となっております。これは、審議会が条例に基づく附属機関として事案を審議する公式の場であり、また取り扱うテーマも若者の関心の低い内容であることが一因であると考えられます。環境問題や将来のまちづくりなど、若い世代が近い将来主役となるテーマについては、その声を反映する必要性を示しながら、若者枠の設定など参画を促す取組の検討が重要になるものと考えております。

次に、少年議会についてであります。先進的な自治体の事例を見ますと、未来を担う世代によるまちづくりや人材教育を目的として、中高生から、選挙により町長役や議員役を選出した上で少年議会において政策を

立案し、町の予算を基に実践していくという本格的な取組となっております。若い世代の人材育成や意見を反映し、具現化するための特色ある取組として認識しておりますが、地域特性や実施環境、費用対効果などについて情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、若い世代からの意見聴取の在り方についてであります。少子高齢化や人口減少が進展する中、市におきましては、「輝きプラン」で定めた将来都市像、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和の実現のため、持続可能な市政運営を目指した取組を推進していく必要があります。そのためには、将来を担う若い世代の意見を聴取し、今後の施策に生かしていくことが必要であると考えております。市としましては、どのようにすれば若い世代の参画を促すことができるかなど整理する課題がありますことから、他の自治体の事例なども参考に、必要性を鑑みながら市にふさわしい方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、東京都パートナーシップ宣誓制度についてであります。この制度は、東京都が多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的とするものです。

具体的には、当事者である2人がパートナーシップ関係にあることを知事に対し宣誓及び届け出し、知事がこれを受理したことを証明するものであります。令和4年11月1日より新たに開始する制度であり、都営住宅等への入居申込みをはじめとした都民サービスにおいて活用が図られると聞いております。

次に、本制度の実施による市政への影響についてであります。東京都が本制度を導入し、パートナーシップ関係にある方に都営住宅等への入居申込みをはじめとしたサービスを開始することにより、本市においても、性的少数者へのさらなる理解促進につながるものと考えております。今後につきましては、東京都の動向を踏まえながら市政における影響や効果などの把握に努めてまいります。

次に、今後の市の取組についてであります。市といたしましては、第三次男女共同参画推進計画に基づき、性的少数者への理解を促進する事業を継続して行うとともに、当該計画や関連する事業に与える東京都パートナーシップ宣誓制度の施行に伴う影響等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、登下校時の児童の熱中症対策についてであります。現在は、各家庭にも御協力をいただきながら児童・生徒の実態に応じた対策を講じております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、夏季のさらなる気温上昇と学校の統廃合を考慮した登下校時の熱中症対策についてであります。統廃合を行わない学校を含め、児童・生徒が健康を害することなく安全に通学するための対策につきましては、状況に応じた取組が必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、登下校時の児童の熱中症対策について説明をいたします。

現在の取組状況についてであります。事前に水分補給をさせた上で、帽子、日傘、首回りを冷やすものなどを児童・生徒の状況に応じて適宜使用させております。また、校舎入り口にミストシャワーを設置するなど、暑さを和らげる対策も行っております。

次に、夏のさらなる気温上昇と学校の統廃合による影響を考慮した登下校時の熱中症対策の取組についてであります。第七小学校と第九小学校の統廃合におきましては、統廃合した後の通学距離は、国が示す小学校の基準以内となる見込みであります。現在、通学時の暑さ対策につきましては、各家庭の協力をいただきなが

ら対応しているところでありますが、他市の事例も参考にしながら調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

1点目の若い世代の意見を市政、まちづくりに反映させる取組についてです。

今、市長から御答弁いただきました内容、おおむね前向きに捉えていただいているものだというふうに私、受け止めさせていただきました。

そこで、まず1つ目なのですが、新しい総合計画の策定に際しまして幅広く意見聴取をされた取組、御答弁いただきました。特に若い世代については、審議会委員の募集区分に若い世代の区分を設けたこと、また中学生を対象とした調査、市若手職員によるワークショップなど、様々積極的な取組をしてこられたと受け止めさせていただきました。

そこで、今回の総合計画策定に関して幅広く意見聴取した狙いとその効果をどのように捉えておられるでしょうか。特に若い世代の意見聴取について、様々な取組をしていただいたようですが、なぜそのようなことが必要だと判断したのか、そしてその効果をどのように捉えているのか、詳しく聞かせていただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 総合計画の意見聴取の関係でございます。

まず、総合計画につきましては、今後のまちづくりの指針となります市の最上位計画でございます。その策定に当たりましては、市民の皆様、事業者の皆様など、このまちに関わる多くの皆様に広く御意見を頂戴しまして、共につくり上げていくというところを目指してきてところでございます。この新しい総合計画「輝きプラン」におきましては、東大和市におきます活動主体ということで市民の皆様、そして事業者の皆様をその活動主体として位置づけまして、市と一体となって今後のまちづくりを進めていくということにしております。

このような流れの中で、計画段階から市民意識調査、市民ワークショップ、また企業職員アンケート、市民説明会などを行いまして、活動主体となる皆様からの大変多くの意見をいただくことができたということで、その内容を基に、この「輝きプラン」をつくり上げることができましたことは、大変大きな成果であったというふうに考えてございます。

また、特に若い世代におかれましては、まちの未来を考えることにまず関心を持っていただくこと、また将来を担う当事者となりますことから、将来を見据えたこの計画に対しまして多くの意見を頂くために、先ほども答弁申しましたが、総合計画審議会の委員の公募におきまして若い世代の区分を設けたこと、また中学生を対象とした定住意向の調査を行ったところでございます。これによりまして、大変この若い世代の多くの方から御意見を頂戴することができまして、その内容につきましても「輝きプラン」に反映し、つくり上げることもできたというところも大きな成果であったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私もこれまで一般質問等で、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、若い世代の意見をぜひに聞く場を設けてほしい、そういった意見をぜひ市政に取り入れてほしいということで述べてきた経緯もございまして、今言っていたお取組、非常に大きな一歩を踏み出していただいているというふうに改めて感じさせていただ

きました。

そこで、御答弁の中では、市政に若い世代の意見を反映させる取組について、計画策定の際の検討組織に子育て中の方や小・中学生の委員を任命するなど最近の事例を挙げていただきました。引き続きこういった取組を行っていただきたいというふうに考えますけれども、それぞれの詳細とその効果をどのように捉えておられるのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 若い世代の方の意見の事例の詳細でございます。

まず、事例の詳細の1つ目としましては、まち・ひと・しごと創生会議におきまして、子育て中の方を2人、委員に任命させていただいております。こちらについては、総合戦略の推進ですとか、また人口減少抑制を目指した取組などにつきまして、お子さんを育てる立場から貴重な御意見をいただき、施策の推進の参考とさせていただきます。

また、小・中学生を検討組織の委員とした事例につきましては、平成31年度におきまして、子ども・子育て憲章の検討を行った際に検討部会を設けまして、そこに各小・中学校からの子供たちを代表委員として任命し、その憲章づくりに参加していただいたことなどが挙げられます。

また、中学生や高校生を対象としました調査というところでございますが、こちらは平成30年度に行いました子ども・子育て未来プランの策定に向けました子ども・子育て支援ニーズ調査というものがございまして、この対象者に中学生、高校生の区分を設定しまして、学校や友人のことですとか子供の権利、また将来に関する思い、意識を確認するというところで、子供たちの実態というところを収集して、計画策定の基礎資料としたところでございます。

また、最後の事例で「市長と語ろう会」（タウンミーティング）でございますが、こちらは平成30年度に、かるがもミニ運動会と同時開催をした経過がございます。小さなお子さんのいらっしゃる30人以上の方々とは市長が直接対話を行いまして、子育てに関します実態ですとか、また課題について御意見を頂戴しまして、その後の子育て施策の参考としたところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。積極的なお取組ということを重ねて認識させていただきました。

どうしても東大和市のようなベッドタウンになりますと、日中、若い世代の方、働く世代の方がまちにいない、必然、昼間に行うまちの行事、市の行事ですとか、意見を求めるということに対して、どうしても世代が偏りがちになるという傾向があるというふうに思っております。そういった中で市がこのようなですね、こちらから若い世代の方々の声を聞きに行くという能動的な姿勢を示されていることについては、感謝申し上げる次第でございます。

そこで、②に移るんですけども、市政運営に若い世代の意見を反映させる取組についてということで、全国各地で様々な取組が行われております。この全国各地の自治体での継続的な仕組みの一環といった側面を持つこの若い世代の意見を取り入れる活動について、私は数多くあるものと認識していますけれども、こうした他の自治体の事例について市長より幾つか御答弁いただきましたが、さらに詳しく伺っていきたいと思います。

まず、若者会議について伺います。

若者会議は、既に多摩地域26市の中でも取り組んでいるところがございます。全国的にも様々な形態を取りながら実施されているようです。実施されてる自治体、例えば寝屋川市ですとか伊賀市、瀬戸・高松広域連携

中枢都市圏といった大きな範囲ですね。多摩地域では、多摩市、町田市、八王子市と。また他の地域では新城市とか豊田市とか、様々な地域が取り組まれているようでございます。市として、どのような取組がユニークで特に注目しておられるのか、また関心がおありなのか。多摩地域と他県の取組とに分けて、それぞれ詳細と関心を持つ理由についてお聞かせいただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 若者会議の事例ということでございます。

改めまして幾つか調べさせていただいて、まず多摩地域の事例といたしましては、多摩市が若者会議設置してございます。こちらの内容につきましては、主に39歳以下の若者が主体となりまして、市の魅力の創出、発信に向けたプロジェクトというものを検討、そして実践を行っているというような事例がございまして。他の自治体では、メンバーにつきましては、主には市内在住者ですとか在学のケースが非常に多い中で、この多摩市におきましては市外の方も参加可能としてございます。その割合が7割というような数値もありまして、非常に職種もですね、学生、自営業、会社員など非常に多様な方々というところで、市の外の視点を多く取り入れまして検討を進めたというところで、非常に特徴ある取組であるというふうに考えてございます。

また、他県の事例ではですね、先ほども事例紹介ありました中で、大阪府の寝屋川市が若者会議設置してございますが、こちらは中学生以上30歳未満の方がメンバーというところで、主には人口減少の抑制ですとか、また次期総合計画への意見、こういったところを検討した事例が分かります。この取組過程では、次期総合計画への意見を出すまでの取組の工程が非常にしっかりと体系づけられている特徴がございまして。例えばインプットからディスカッション、アウトプットというところで意識されていると。また、年代を切り分けて議論を行うのではなく、例えば1つのグループの中に中学生、高校生、大学生、社会人が各メンバー、バランスよく入りまして、それぞれの立場から意見を出し合う、そして検討を進めるなど。こういったところで幅広い若い世代が一体的に協力し合って取り組んでいるというところで、特徴がある取組であるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 各自治体で様々な形態で取り組まれているということを改めて認識をさせていただきました。若い方々は、通常ですと関心は、まちづくりとか行政とか、ふだん向かないとは思いますが、行政のほうから積極的に関わっていただいて、きちんとした情報を提供することで、自分たちのこととして、この市で暮らしていくのは、どうやったらもっともっといい環境をつくっていけるのか、いい暮らしを、まちづくりしていけるのかってというようなことを考え始めると思うんですね。環境問題で今、世界中の若者が立ち上がるというような、そういったニュースがここ二、三年続いて見られますけれども、やはり正確な実態とこれからの将来のことを考えたときに、やはり若者の力というか、突破力というか、アイデアというか、そういったもの非常に大きなまちづくりの後押しになるんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、私も東大和市でも継続的にこうした若者会議を開催する仕組み、こういったものを構築していただきたいと考えますけれども、仮に開催するとして、その開催に向けて課題はどのようなことがあると考えておられるでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 若者会議の開催の課題というところでございますが、他市の事例を見てみますと、若い世代に市政参画してもらう目的につきましては、意見聴取ですとか、また教育、人材育成と非常に様々な設定をされていると。またその手段につきましても、若者会議のほかにも、審議会の若者枠ですとかまた少年議会だとか、非常に多様でございまして。これまで当市におきましては、意見聴取の目的としましては、若

い世代を委員とした検討組織、こういったところに参加していただくことですか、また若い世代を対象にした調査を実施してまいってきてございます。若い世代に市政参画してもらうその目的や、それを達成するための手段が様々ある中で、今後、当市におきまして何がふさわしいのかというところを整理していくことがまず必要ではないかというふうに考えてございます。

若者会議という手段につきましても、他市の事例などを参考に、この整理の中でその効果ですとか課題を改めて確認しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、審議会の若者枠の設置について伺います。

審議会の公募に際し、若い世代の応募が少ない理由などについて壇上で御答弁いただきました。確かにそのとおりかなというふうに思います。恒常的な仕組みとしてこのような若者枠を設けることは、行政の意見聴取の在り方として大変有用なものがあるというふうに私は考えます。

そこで、市として若い世代が審議会メンバーに極端に少ないことのデメリットはどのようなことがあると考えておられるのか、逆に若い世代がいることで期待できるメリットはどのようなものがあると考えておられるでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） まず、メリットのほうから申し述べますと、やはり若い世代が委員にいる場合にですと、若い世代の意見、その考えを市政の参考にできるところがございまして。また、デメリットといたしましては、逆にそれができないというところと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうですね、おっしゃるとおりと思います。

そこで、他自治体でどのような取組がなされているのでしょうか、把握しているものがあれば御教示いただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 他市の取組というところで1つ事例ということでありますけれども、例えば山梨県の北杜市という市がございまして、こちらは最近、第三次総合計画の審議会というものの中で公募委員を募集されておりました。その委員区分を見ますと、特別枠の若者という区分がありまして、一般的には応募資格、満18歳以上、市内に1年以上在住ということが前提としてありますが、その特別枠では35歳以下の者ということで、特別な条件をつけて若干名が募集されていたというような事例がございまして。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私も調べたところによりますと、別の地域なんですけど、例えば小田原市では、上下水道事業の運営に関して審議する上下水道事業運営審議会、こういったものも委員に若者枠を募集しますというような形で、こういったかなり絞ったところにも若者枠設けてらっしゃるような事例もありまして、自治体において様々な形が取られてると思うんですけども、やはりこういった、強制的にでも若者枠を設けることで、よりまちの行政に関心を持ってもらう、まちづくりに関心を持ってもらう、また我々中高年以上の人間が慣習的にそう考えてしまう思考のパターンってあると思うんですけども、そういったところも全然違う方向から気づきを与えてくれる、そういった意見も聞かれる可能性が非常に高いのではないかなというふうに思います。

この他の自治体の事例をぜひ参考にさせていただきまして、市の審議会に若者枠を設けるということについて

ぜひ進めていただきたいというふうに考えるんですけども、市として、先ほど申し上げました同様のことですが、実施に向けた課題にはどのようなものがあるかと考えておられるでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 若い世代に審議会の委員になっていただくというところでは、当市も、先ほども少し御説明させていただきましたが、若者枠という名称ではございませんけれども、総合計画審議会におきましてそういった募集を行ってきたと。具体的には子育て中の方、また18歳以上40歳未満の方ですとか、そういったところを設けて任命を行ってまいっております。

課題といたしましては、各審議会が持ちます設置目的ですとか、また若い世代が主役となる将来のまちづくりなどに関するテーマなどを扱う、こういったところの審議会などへの参加を検討していくことが課題であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうですね。市としてはそういった形で、御答弁いただいた形で若い世代の方々の枠、設けたこと、実績ございますので、これをあらゆる――あらゆる分野といいますと、いろいろ難しい部分あるかもしれませんが、より多くの分野で設けていただくと。しかも恒常的に、常に若い世代の方々がそのまちの審議、これからのまちづくりについて意見を述べていただく場を市が設けているということ、これは非常に重要なことだと思いますので、ぜひ御検討を進めながら、恒常的なその枠の確保ということをぜひ御検討していただければなというふうに思います。今回の計画策定だけにとどまらず、今後ですね、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、少年議会の開催について伺います。

山形県遊佐町では、中高生で構成される少年議会が、町から独自に割り当てられた予算を活用して政策立案をし、実現をしている。それを通して若者の力によるまちづくりを目指しています。大変にユニークで、進化した主権者教育といった意義のある取組ではないかなというふうに考えます。

市長答弁で御紹介されたのはこの事例かとは思いますが、市としてさらに詳細に把握していることがあったら教えていただきたいとします。また、この事業をどのように評価されるでしょうか、詳しく御見解を伺いたいとします。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 山形県遊佐町の少年議会に関します詳細等につきましてでございます。

こちらの取組につきましては、まず、この町の少子高齢化ですとか人口減少が進む中で、地域の中心となる若者の育成や若者の力によりますまちづくりなどを目指しまして誕生したものとお聞きしてございます。対象は、市内在住の中高生と市内の学校に通う高校生というところで、事業の狙いといたしましては、選挙の実施等により若者が社会構成システムを学ぶこと、また若者たちの意見を町に提言することなど、そういったところの町政への参加、また、この事業に関わる大人も含めた全ての関係者の相互教育などが定められているというふうにお聞きしてございます。

また、1年間の具体的な取組としましては、選挙、そして所信表明、政策立案、一般質問、政策提言、政策

実施、そして取組報告ということが行われてございまして、この事業を通しまして、参加者が町に関心を持つたりですとか、また自分自身に責任が生まれること、そして地域におけるリーダーが育ち始めるといった成果が上げられているということをお聞きしてございます。この取組につきましては、改めて内容を確認してですね、将来を担う若い世代の人材育成に大変寄与しているものというふうにと考えるとございまして、

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。意見を取り入れるだけでなく、将来の人材を育成するという面もあるということで、大変ユニークな取組だというふうに思います。こうした取組を東大和市で行うとした場合にどのような課題があると考えられるでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 仮に当市で行う場合を想定して考えてみますと、例えば当市とこの遊佐町、比較いたしますと、人口規模ですとか、また学校数、生徒数にも大きな差がございます。同じ取組を当市でする場合、大変ですね、この事業規模というものが大きくなるのが想定されてございまして、そのため費用対効果の面等で課題があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 全く状況の違う自治体の取組でございますので、そのままというわけにいかないというのは重々承知しておりますけれども、この事業における効果とかその事業の核心部分、エッセンスの部分、こういったものをぜひ御参考にいただきながら、何かしら、この未成年の方々に対する取組ということも御検討の俎上にのせていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、壇上の市長答弁では、将来を担う若い世代の意見を聴取し、今後の施策に生かしていくことが必要と言明していただきました。また、これまでのやりとりで、市が若い世代の意見聴取に関して関心を持ち、前向きに取り組む姿勢があるというふうに受け止めさせていただきたいと思っております。重ねての答弁となると思っておりますが、3点ほど伺いたいと思っております。

1つが、若い世代の意見を市政運営に反映させることの重要性に対する認識とその理由、メリットがどのようなものか、まずこの点について伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 少子高齢化や人口減少が進展する中、市におきましては、「輝きプラン」で定めた将来都市像、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和の実現のため、持続可能な市政運営を目指した取組を推進していく必要がございます。そのためには、将来を担う若い世代がこのまちに魅力を感じ、住み続けたいと思っただけのまちづくりや、市外の同じ世代の方が東大和市に移り住んでみたいと思っただけのまちづくりが必要でございます。そうしたまちづくりに若い世代の意見や考えを聴取し、今後の市の施策に生かしていくことが必要であると考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 次に、今後取組を進める上で課題となることと、それに対してどのように対応していくのか、この点について伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 当面の課題につきましては、どのようにして若い世代の意見を吸い上げるか、またどのようにすれば若い世代の参画を促すことができるかなどについて、整理検討することとでございます。現状では、審議会の委員などに若い世代からの応募が少ない状況の中で、きっちりとした会議体などの組織や委員枠を設けて取り込む形がよいのか、あるいは若い世代が集まっている先にこちらから出向き、スポット的にフランクな雰囲気で見聞を聞く形がよいのか、他の自治体の事例なども参考に、市にとってふさわしい

そういった手段を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 形も内容も、どちらを優先するのか、どちらが効果的なのか、ぜひ検討いただければと思います。

続きまして、3点目として若い世代の意見を反映させることでどのようなまちづくりが実現できると考えておられるのか、この点について伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 多くの近隣市におきましても、人口減少の抑制を重視しておりまして、今後いや応なく、自治体間の競争というところに身を置くこととなります。こうした中、若い世代の意見やニーズを把握し、それらを施策に生かすことで、このまちに住み続けたい、移り住みたいと思っていただけるような取組が進み、将来にわたって市民の皆様が生き生きと活動する活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりにつながっていくものと、このように考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

私ども公明党は、これまで党組織を挙げて全国的な運動として若い世代の声を聞き、それを政策立案へ反映させてまいりました。党の青年委員会を中心に、全国各地で国会議員と地方議員が学生や若い世代の方と膝を突き合わせて様々な意見、頂戴してまいりました。また、「ボイス・アクション」と銘打ったアンケート活動で、より多く幅広い意見を集め、それを党プロジェクトチームで政策に練り上げて、政府に対して政策提言を重ねてまいりました。こうした提言から、実際に政策実現したものが幾つもございます。

政党としてのこうした経験から、地方自治体は様相は異なりますけれども、地方自治体におきましても、若い世代の意見を真剣に受け止める機会を意識的に、また恒常的につくり、そこで得たものを実際の政治に反映させていく努力を重ねることが、確実にまちづくりに良い影響を与えるものと確信しております。

また、これまで御紹介いただきました以外にも、若者を対象とした自治体の理想像と政策コンテスト「未来自治体」ですとか、また千葉大学の研究室が主体となった「オポッサム」という、そういった取組の一環として、将来の地域を担う中高生を主役とした未来ワークショップ、こういった様々な取組も民間でされております。こうした事例も参考としながら、ぜひ東大和市でも、10代から30代の若い世代が将来のまちづくりを見据えた意見を表明する、検討する、そういった場を設けまして、継続的な取組をすることで、政治に、行政に良いインパクトを与える、そういった仕組みづくりをぜひとも御検討いただき、実現への歩みを開始していただければと思います。

最後に、これらのことにつきまして、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 少子高齢化や人口減少、急速に進展する中で、市税収入の減少あるいは社会保険関係経費の増加、学校をはじめとする公共施設の更新など、今後大きな財政負担が見込まれております。こうした中で、将来を見据えた対策を取らず、市民の皆様が好まれることだけに注力し予算配分していくことは、子供たちの将来に課題を先送りし、大きな負担を強いることにつながります。

6月1日からの市報には、「子どもたちの未来を守る」と称し、持続可能な行財政運営の必要性を伝える連載企画を掲載いたしました。本連載企画では、将来の子供たちの置かれる状況を御説明し、今後市として何ができるのか、また何をすべきか、持続可能な行財政運営の必要性について市民の皆様にご覧いただき、共に考える契機となることを願い、連載したものであります。

東大和市が将来に向けて輝き続けるためには、若い世代がこのまちに愛着を感じ、住み続けたいと思うこと、また市外の若い世代がこのまちに移り住んでみたいと思えることが必要であります。その実現のためには、将来主役となる若い世代の考えや意見をお聞きしながら、将来に向けた取組を進めていきたいと考えております。以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ市長を先頭に、全庁挙げて十全な、また積極的な取組をよろしく願いいたします。

続きまして、2点目の東京都パートナーシップ宣誓制度と今後の市の取組について伺います。

東京都で導入されたパートナーシップ宣誓制度について、どのような背景や理由でこうした制度が導入されるに至ったと市は認識しておられるでしょうか。また、市として東京都がこの制度を導入したことに対してどのように評価しておられますか。

○地域振興課長（石川正憲君） 市といたしましては、東京都において、同性パートナーを理由とした日常生活上での不便や不安を感じている当事者からの声や、性自認及び性的指向に関する調査において、制度を必要とする趣旨とした回答が約65%あり、その結果を踏まえ、都民の意向や当事者の思いを受け止め、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例におきまして、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定し、当事者に係る生活上の不便の軽減や暮らしやすい環境づくりにつながるため、制度の創設に至ったと認識しております。

本制度の実施に伴い、東京都が多様な性に関する都民の皆様の理解を推進していくことに併せ、市におきましても、制度に関わる周知、啓発をすることにより、性的少数者へのさらなる理解促進につながる有効な制度であると捉えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） それでは、次に行きます。

東京都のパートナーシップ宣誓制度の事務取扱いについて、市が関わるような部分がありますでしょうか、あるとしたらどのようなことになるのか、詳細を伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 東京都パートナーシップ宣誓制度の事務取扱いについてでございますが、制度の申請等に関わる事務におきましては、原則オンラインでの手続となるため、市が関わる事務はございませんが、申請等に関わる添付書類として戸籍抄本や独身証明書、住民票の写しなど、市において発行するものに関わる事務が出てくると考えております。

また、制度実施に関わる周知におきましても、東京都と連携を図りながら市においても取り組んでまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

次に、パートナーシップ宣誓制度が導入される前と後で、具体的なサービスの内容に即してどのような違いがあると考えておられるでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） パートナーシップ宣誓制度が導入される前と後での違いにつきましては、都営住宅等の入居申込みを例に挙げますと、パートナーシップ宣誓制度が導入されることにより、同居の親族や内縁関係の方に加え、パートナーシップ関係の相手方と同居している方、また同居しようとする方も使用者の資格の対象となります。

今まで都営住宅等の使用者資格がなく、入居の申込みができなかった当事者が申込みができるようになるということは、当事者の暮らしやすい環境づくりにつながっているものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

東京都では、都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民サービス事業が利用できるよう調整する方向性を示しておられます。具体的な内容はどのようなものになるのでしょうか。今後内容を詰めていく段階であれば、どのような内容になると予想されるのでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 東京都が示しております方向性につきましては、パートナーシップ制度を既に導入している都内の自治体と受理証明書の相互活用を図るものでございます。導入自治体における住民向けサービスを、都発行の受理証明書を活用し利用できるよう、今後調整していくものであります。現在都内で制度を導入している16自治体のうち、多摩地域においては6自治体が導入をしており、具体的な住民向けサービスの内容につきましては、自治体ごとの制度により異なってくるものと考えております。

制度未導入自治体である本市においては、今後の東京都や他の制度未導入自治体の動向を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、性的少数者へのさらなる理解促進につながるという御答弁いただきました。改めて、その必要性和理解促進がなされた先の社会の在り方、市民の暮らしの在り方について、どのような変化があると認識しておられるのでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 性的少数者への理解促進は、当事者の人格を尊重し、暮らしやすい環境づくりにつなげていくために必要なものと認識しております。性的少数者への理解が促進していくことにより、第三次男女共同参画推進計画の目指す方向性にある、「誰もが性別に起因する差別や偏見に苦しむことなく、多様な性のあり方を尊重できる社会の実現」に向けた推進と当事者の暮らしやすい環境づくりが図られていくものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そこで、今後の取組についてなんですけれども、第三次男女共同参画推進計画に基づいた性的少数者への理解促進事業の継続といった御答弁いただきました。力強い推進をぜひともお願いしたいというふうに思います。

その上で、東京都の今回の取組を受けて、市におけるパートナーシップ宣誓制度の導入の可能性はどのようなものなのか、確認させていただければと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 本市におきます制度の導入につきましては、東京都の制度実施における効果や影響、また近隣市の動向を踏まえながら調査・研究していく必要があると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） また、別角度なんですけれども、明石市や足立区で導入が進もうとしておりますファミリーシップ制度、こういったものがございます。これについての認識と、東大和市においてファミリーシップ制度を推進する場合の課題と今後の実現可能性について、御見解を伺いたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） ファミリーシップ制度におきましては、パートナーシップ関係にある当事者2

人をパートナーとして証明するパートナーシップ制度とは違い、当事者のパートナーシップ関係を証明するだけでなく、その当事者の子供に対しても家族として認める制度であると認識しております。当市においては、繰り返しの答弁になってしまいますが、制度導入における効果や影響について、今後調査・研究をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

同性婚につきましては、様々な意見や立場があるということは私も理解しておりますけれども、世界的な趨勢として、我が国においてもその方向性に向かって進んでいくということが必要であるのではないかとこのように私は考えております。その実現に至る大きなステップが、このパートナーシップ宣誓制度やまたファミリーシップ制度であるというふうに思いますし、国内の当事者の方の人権を尊重するという、こうした観点から、こういった制度の実施が各地の自治体で広がりを見せ、また同性婚実現への社会的土壌の醸成に大きな役割を果たすものというふうに考えてございます。ぜひ当市におきましても、東京都の今回の動きを受けまして、積極的な制度導入への検討を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の再質問につきましては、以上で終了させていただきます。

続きまして、3点目の登下校時の児童の熱中症対策についてでございます。

壇上の市長、教育長の御答弁では、現在の取組を述べていただきました。文科省と環境省が令和3年5月に出した、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き等、国において示されている熱中症対策は、主に学校内での教育活動を対象としているように見受けられます。また、そういったものを基に登下校中の熱中症対策について行われているというふうに認識してございます。先ほどの答弁と重なる部分あるかと思っておりますけれども、登下校時の熱中症対策について、具体的にどのような取組を行っておられるのか、その詳細を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教育長のほうから説明した内容など、児童・生徒の実態に応じて行っておりますけれども、各家庭で準備していただくものもありますので、事前に学校だよりですとか学年だよりなどで各家庭へ協力依頼を行っております。

また、登下校時には、熱中症対策の観点から、感染対策に配慮しながらもマスクを外して登下校することについて市報や学校だよりなどで周知し、各家庭や地域の方々への理解と協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 私も子供を持ってまして、確認させていただいたところでございます。

次に、近年の温暖化傾向に伴います登下校中の健康リスクについて、市はどのような認識を持っておられるでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 登下校中の健康リスクについてでございますが、今年の夏につきましては、猛暑日が続くなど非常に暑いことから、通学時の熱中症のリスクが高くなってきていると認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） リスクが高くなっているというふうな御認識だということでございます。

そこで、酷暑の中での登下校における熱中症対策として、他の自治体ではどのような取組があると把握しておられるでしょうか、またそれについて市はどのように評価しておられるでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） インターネットでの情報となりますが、茨城県の八千代町におきましては、新型コロナウイルスの影響で夏休みが短縮され、猛暑の中を通学することとなった小学生を熱中症から守るために、市内の観光バス会社が無償で送迎バスを走らせるとなっております。

また、兵庫県の丹波篠山市におきましては、同様に夏休みが短縮されたことから、ふだんから運行しているスクールバスとは別に業者と委託契約をし、片道2.5キロメートル以上などの児童を対象に、バスやタクシーでの送迎を行っているとなっております。

なお、子供たちの通学の熱中症対策として有効であると認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そこでなんですけれども、東大和市におきまして、この酷暑の中、登下校する児童の安全対策として市民の方から御要望もいただいた内容も含めて、次のようなことが検討できないものかというふうに考えます。

1点目が、スクールバス、小規模のものも含めてでの送迎ということ、またタクシー利用の補助、福祉タクシーや高齢者へのコロナワクチンの集団接種会場へ来ていただくための補助のような形ができないか。また、保護者の車両による送迎の許可とその際の安全対策。また、下校時に児童がクールダウンできる場所の確保、市内商業施設等の協力を得られないかどうか。また、ボランティアによる車両を出すことができないかどうか。また、始業式、終業式と、荷物が重たい中で酷暑の道路を歩くことがないような、そういった際のスクールバスの出動など、様々御意見もいただいたりしているわけでございますけれども、これらそれぞれについて市としてどのような見解をお持ちになりますでしょうか。仮に実施する場合の課題等も含め、お聞かせいただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） まず初めに、スクールバス等での送迎につきましては、各校で複数以上のバスを借り上げることによる費用面や、歩いて登下校する児童がいる中での学校付近での安全確保などが課題であると考えております。

また、タクシー利用の補助につきましても、スクールバスと同様の課題がございますが、タクシーの場合は台数が増えますので、安全面においてリスクが上がると考えております。

次に、保護者の車両による送迎の許可とその安全対策につきましては、非常に少ないですが、現在も事情がある場合は保護者の方が学校に御相談いただき、保護者の車で送迎している児童がおります。熱中症対策として許可する場合には、多くの車が同じ時間帯に学校付近を走ることにになりますので、通学路を含め交通安全にさらに配慮する必要があります。また、地域によってはスクールゾーン等がございますので、保護者の方が通行のための手続を行う必要があるほか、多くの車両が通行することにより、スクールゾーンとしての役割が弱まってしまうということが懸念されます。安全対策といたしましては時間をずらすなどが考えられますが、保護者負担の増となることから、難しいものと認識しております。

次に、下校ときに児童がクールダウンできる場所の確保についてでございますが、保護者の方にとりましては、子供がなかなか帰ってこない、大丈夫かなどの心配をかけることや、クールダウンするための場所の提供に御協力いただける方の確保などが課題として考えられます。

次に、ボランティアによる車両につきましては、バスであればスクールバスと同様の課題があり、また小型車であれば送迎できる人数に限りが出てまいります。また、毎日安定して車両が確保できるかどうかについても課題があると考えております。

最後に、始業式、終業式のスクールバスにつきましては、通常のスクールバスと同様の課題があるほか、下校の時間が全学年一斉となるケースがあり、より多くのバスが運行することとなることから、歩いて下校する児童がいる中での学校付近での安全確保に、より配慮が必要になると考えられます。児童の荷物が多いということもございますが、現在子供たちには、数日に分けて少しずつ持ち帰ることを指導しており、この対応の徹底が効果的であると考えます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） なかなか難しい課題が多いなというふうに改めて認識をさせていただきました。

しかしながら、市民の方からも非常に心配の声も頂いておりますので、改めまして酷暑の時期の熱中症対策の一環として、車両などによる送迎についてですね、特に歩いて20分以上かかる低学年の児童ですとか、その日もう朝から30度を超えてるとか、そういった条件をつけた上で前向きな検討をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、市の御見解を伺います。

○教育部長（小俣 学君） 車両などによります送迎につきましては、ただいま答弁をさせていただきましたけれども、費用面等での課題のほかに、バス等の駐車場や待機場所においても課題があるというふうに考えてございます。現時点におきましては、通学時の暑さ対策につきまして、各家庭にも御協力いただきながら対応するとともに、近隣他市の状況なども確認しながら調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、何かあってからでは遅いということでございますので、ぜひとも子供たちの命と安全を守る対策、さらに力を入れていただければというふうに要望させていただきます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問を行います。

1、地域公共交通について。

①交通権を保障することについての市の認識は。

②現状と課題について。

ア、持続可能な地域社会のための交通政策について。

イ、人口減少、高齢化社会における地域交通政策について。

ウ、安心して暮らし続けられるまちづくりと地域交通政策について。

2、子供の権利と市の保育・教育・子育て施策について。

- ①子どもの権利条例について。
- ②市立狭山保育園の段階的廃園について。
- ③小・中学校統廃合の計画について。
- ④子どもの医療費助成について。
- ⑤就学援助について、

3、ジェンダー平等を実現するための施策について。

- ①包括的性教育について。
- ②小・中学校など公共施設への生理用品の整備について、令和4年第2回定例会以降の検討状況は。

4、障害者の日常生活の質の向上について。

- ①日常生活用具給付事業の現状と課題について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、いわゆる交通権についての市の認識についてであります。現在の法体系においては交通権に関する明確な規定はなく、今後、国等において適切に議論されるものと認識しております。市としましては、交通政策基本法に基づき、将来にわたり交通機能が十分に発揮されることにより、交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であると認識しております。

次に、持続可能な地域社会のための交通政策についてであります。現状につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、市民、運行事業者、市が協働し、持続可能な公共交通ネットワークを構築するための取組を進めているところであります。

課題につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による収支率の低下や脱炭素社会の実現に向けた対策などであると認識しております。

次に、人口減少と高齢化社会における地域公共交通政策についてであります。現状につきましては、公共交通空白地域の解消を目指して、コミュニティバスの運行やコミュニティ交通の検討を行っているところであります。

課題につきましては、人口減少に伴う利用者の減少や高齢化社会の進展を見据えつつ、市内の公共交通ネットワークを維持するため、利用の促進を図っていくことなどであると認識しております。

次に、安心して暮らし続けられるまちづくりと地域公共交通政策についてであります。現状につきましては、コミュニティバス等のルート設定の際に交通管理者と協議を行うなど、利用者等の安全確保に努めているところであります。

課題につきましては、今後も運行に当たり利用者等の安全と安心が確保されるよう、運行事業者を指導していくことなどであると認識しております。

次に、子どもの権利条例についてであります。現在市では、子ども・子育てに関する共通の理念・指針であります子ども・子育て憲章の周知、啓発を図るとともに、その理念に沿った取組を進めているところであります。当面、市としましては、この子ども・子育て憲章の周知、啓発を着実に進めることが大切であり、国のこども基本法の動向や東京都のこども基本条例制定後の効果、他自治体の条例制定の効果等の情報収集を行っ

ていく必要があると考えております。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてであります。今後少子高齢化や人口減少が進展していく中で持続可能な市政運営を安定的に行うためには、限られた行財政資源を効率的、効果的に注力すべき行政課題に投入していくことが必要であります。そのため、建築後49年が経過し、老朽化が進んでいる市立狭山保育園を維持・更新して、将来にわたり運営していくことは、厳しい市財政の状況を踏まえやすと困難であると考えておりますことから、段階的廃園を進めているところであります。

次に、小・中学校統廃合の計画についてであります。小・中学校の統廃合につきましては、令和2年7月に策定した東大和市立小・中学校再編計画に基づき準備を進めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の医療費助成についてであります。市では、小学校入学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度に基づき、保険診療分の自己負担を全額助成しております。小学生から中学生までの児童につきましては義務教育就学児医療費助成制度、ひとり親家庭等の児童につきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度により、それぞれ一定の所得の範囲内の世帯を対象として助成を行っております。さらに、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等につきましても医療費助成制度を実施するため、現在準備を進めているところであります。

次に、就学援助費制度についてであります。市では、子供たちの就学のための教育費の一部を援助しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、包括的性教育についてであります。国連教育科学文化機関いわゆるユネスコが中心となって、2009年に国際セクシュアリティ教育ガイダンスを策定し、国際的な性教育の指針としているところであります。そのガイダンスの中で、包括的性教育とは、人としての尊厳や価値観を身につけることを目的に、5歳から18歳までの子供や若者に対し、身体や生殖の仕組み等の知識だけでなく、ジェンダーや人権、性の多様性、性暴力の防止などを含めた幅広いテーマを包括的に繰り返し教育することと定義されております。市といたしましては、第三次男女共同参画推進計画の施策を通じて、教育の場における性教育をはじめ、性に関する様々な取組を実施しているところであります。

次に、小・中学校など公共施設への生理用品の整備についてであります。小・中学校や各公共施設の環境に応じた適切な管理や運営方法につきまして課題があると認識しておりますので、現在、他市の状況など情報収集に努めているところであります。

次に、日常生活用具給付事業についてであります。この事業は、国が定める地域生活支援事業のうち、市町村が行う必須事業の一つとして規定されており、障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業であります。現状につきましては、令和3年度、児童198件、成人1,825件、合計2,023件の給付を行っております。

課題につきましては、国の告示や参考例等を踏まえながら、当事者のニーズに対応可能な品目や対象者要件の見直しを適正に図っていくことであると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、小・中学校統廃合の計画についてであります。小・中学校の統廃合につきましては、東大和市立小・中学校再編計画に基づき準備を進めているところであります。今後につきましては

は、新しい時代の学びを実現し、最適な教育環境を整備するため、保護者、地域の方にも御協力をいただき、第七小学校建て替えのための基本構想の策定に取り組んでまいります。

次に、就学援助費制度について御説明をいたします。

市では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学のための学用品費、学校給食費などの支給を行っているところであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきます。

まず、地域公共交通のところですが、今、公共交通が危機に直面していると言われていています。過疎化の進行や人口減少と高齢化、気候危機問題など、交通を取り巻く社会経済情勢によって、これまで住民の足となってきた鉄道、バス、フェリーなどの路線廃止が相次ぎ、自家用車を利用できない高齢者等、移動が大きく制限される移動制約者が増大しています。

また、コロナ感染拡大の影響で、バス、タクシーは乗客の激減で休廃業する事業者が生まれています。路線バスは2020年4月から2022年3月末までに952事業者が休止に、1,033事業者が路線の廃止に追い込まれ、4,005事業者が減便を余儀なくされています。タクシーの法人事業者は休廃業が177社、そのうち新型コロナを理由とした事業者は77社です。観光客が激減する中で、貸切りバスも2020年2月から2022年3月末までに536社が休廃業の届けを出しており、そのうち368社が新型コロナの影響を理由としています。ビジネス出張がオンライン会議、在宅勤務に変わるなど、コロナ禍の下で仕事の仕方にも変化が生じてきたことも要因の一つとされています。

2021年5月28日に閣議決定された第2次交通政策基本計画は、人口減少等に加え、「新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客の輸送需要が更に減少している。交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難となっており、このままでは、あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ「交通崩壊」が起きかねない。」と、かつてない危機感を表しています。

交通は、人や物の交流や活動を支え、国民生活にとって欠かせないものです。地域公共交通のこれ以上の衰退に歯止めをかけ、自動車優先・道路偏重の交通政策を根本的に見直し、住民の足を守り、人間を優先した政策に転換する必要があると考え、以下伺います。

まず、交通権という今回認識をお尋ねしたんですけれども、住民が自由に移動できる権利は、基本的人権に位置づけられるというふうに考えますが、その点についての御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） いわゆる交通権の基本的人権との関係性につきましては、市長答弁にありましたとおり、現在の法体系においては交通権に関する明確な規定はなく、今後国等において適切に議論されるものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 明確な規定はないということでしたけれども、御答弁にも、交通政策基本法に基づき将来にわたり交通の機能が十分に発揮されることにより、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であると、こうした認識を示されました。住民が自由に安心・安全に移動できる交通を保障するってということが、交通権の保障ということだというふうに思うんですが、その点もう一度、どのように考えるのか御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 議員御指摘の交通権の保障につきましても、先ほど市長答弁と同様に、今後

国等において適切に議論されるものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国だけじゃなくて、自治体でも市民の移動権、移動する自由、どうやって守っていったらいいのかということを考えていただきたいと思うんですが、交通権学会によれば、交通権とは国民の交通する権利であり、憲法の第22条一居住、移転及び職業選択の自由、第25条一生存権、第13条一幸福追求権など関連する人権を集合した新しい人権であるというふうに定義がされています。

自治体、市で地域公共交通を構築する際に、この交通権をどう保障していくかということ、こういう視点を持つことが大切であるというふうに思います。この後も個別に取り上げますが、高齢化が進んでいる現状や、冒頭述べたように公共交通が脆弱になっている中、地域公共交通の果たす役割というのがますます大きくなっていると考えます。

これまでの交通政策は、車社会中心の国土計画が進められる中で、交通の意義ですとか、交通権を保障するって立場での交通政策、こういうのが弱かったというふうに思います。通学路で頻発する交通事故も起きてますし、安全に対する意識の欠如や、気候危機への対応なども遅れているというふうに考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） いわゆる交通権につきましては、現在の法体系に規定はございません。

一方で、交通による環境負荷の低減及び交通の安全の確保などの基本理念等につきましては、交通政策基本法及び交通安全対策基本法に掲げられておりますことから、これらの基本理念等にのっとり、交通政策が適切に推進されていくものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何のための交通かっていうとこだというふうに思います。交通の意義については、どのように御認識されているのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 交通の意義につきましても、法令に明確に規定されているものではございませんが、交通政策基本法第2条において、「交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないもの」とされております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 法令に明記はないということを繰り返し御答弁いただいて、分かるんですけども、医療や福祉、教育、観光、文化、地域経済などの発展を支えて、国づくり、地域づくりの土台、基礎として、持続可能な社会を構築していく上で欠かせないものっていうのが交通であって、住民の交通権を保障するための地域公共交通を構築するというのが、そういう視点を持って地域公共交通を構築していくことが、これからの自治体にも求められているというふうに考えます。

次に、現状と課題のところ、持続可能な地域社会のための交通政策のところに移るんですけども、昨今市のほうでも、持続可能という言葉、SDGsとの関係でもいろんなところでこの言葉を聞くわけですけども、私は、まず一番に持続可能であるべきは住民の暮らしであると考えます。その上で伺いますが、持続可能な地域社会とはどのような社会と考えるのか、市の御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 市の基本構想の内容を踏まえ、社会経済情勢の変化に適応し、市民、事業者、市が一体となって築き上げていくものであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 持続可能な地域社会っていうのは、この地域に住んでいる人たちの暮らしが安定的に続いていくっていうことだというふうに考えます。市民が将来にわたり安心して安全に暮らしていける地域をつくっていく、そのための地域公共交通をどのように構築していくかということが問われているというふうに思うんですが、今冒頭も言ったように交通崩壊が起きかねない。そういう中で当市が地域公共交通を構築していく、ネットワークを構築していくに当たり、どのような課題があると認識されているのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 地域公共交通は、市民の皆様にご利用されることで支えられ、継続していくことができるものであることから、課題につきましては、利用の促進を図っていくことであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） たくさん利用していただくっていうことは、利便性を高めるっていうことが欠かせない、市民にとって便利であるということが、やはり欠かせないと思うんですが、その点についての御認識も伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） ちょこバスでは、ルートをコンパクトにし、乗り継ぎの可能率を高めるためのダイヤ改正を行うなど、利便性の向上に努めてまいりました。平成27年にルートの変更を行ってから、新型コロナウイルス感染症の影響が出る前までの間において利用者が増加し続けたのは、このような利便性の向上の効果が現れたものであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市でもいろいろ御努力をされてきたということですけど、ちょっとルートのこと、後でも少しやりますけれども、市民の皆様からいろいろな、利便性高めてほしいという御要望も市のほうも聞いているというふうに思います。

そもそもこの交通政策基本法に交通・移動権、先ほど明文化されてないということで御答弁ありましたけれども、きちんとそういうふうに、スタートがそういうふうになっていなくて、国の交通政策が交通権を保障するっていうそこになっていない、最優先になっていないということや、また権限や財源の裏づけが弱いというような、そういう課題があるというふうには思うんですけれども、自治体としても、やはり地域に住む方一人一人のニーズに添えていく、そういう地域公共交通をつくっていく必要があるというふうに考えます。

当市でも、ちょこバスに加えて、芋窪地域でのコミュニティタクシーの試行運転が行われています。これは住民の細かいニーズに対応していこうという重要な取組の一つだと考えます。

立川経済新聞に記事が出ましたので、少し御紹介しますと、「持続可能な地域交通を構築することを目的とし、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、ルートの決定をはじめ、車両制限令や道路交通法等の規制への適合、交通安全上の観点、土地所有者の意向などの各方面と長い期間をかけて検討・調整。シンボルマークを地域の小中学校の児童・生徒から公募し、28作品の応募の中から選ぶなど、地域一丸となって取り組んだ。」というふうに書かれていました。こうした取組をさらに広げていく必要があると思うんですが、今後の取組について伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 御紹介いただきましたとおり、コミュニティ交通につきましては、地域との協働による運行計画の立案及び利用促進等が特に重要となりますが、現在のところ、芋窪地域及び湖畔地域以外の公共交通空白地域において、地域検討組織が設立されている地域はございません。

したがいまして、当面の主な取組として、現在試行運行を実施している芋窪地域における地域との協働による利用促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） なかなか空白地域全てでこういう取組、広げていくというのも難しいということは分かります。ただ、やっぱりこういう取組が今後さらに必要になると思いますし、また今ちよこバス、コミュニティタクシーということでありましたけれども、これにさらにデマンド交通や福祉タクシーなど様々な交通手段、組み合わせることによって、市内の隙間を埋めるような交通ネットワークづくりっていうのが必要だと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、コミュニティバス、コミュニティ交通により、公共交通空白地域の解消及び市域全体としてのバランスの取れた公共交通ネットワークの構築を進めていく必要があると認識しております。

福祉タクシーなど個別事情への対応を目的とする交通につきましては、公共交通とは性質が異なるものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） いろいろ目的があるっていうのは理解もできるんですけども、やっぱり地域に住む人たちのニーズをどう埋めていってかっているのを考えたときに、そういう垣根を越えて、様々な目的の移動を組み合わせるといったことが必要ではないかというふうに思います。

いろんな県とかの実例を見ますと、本当に様々なこういう交通手段を組み合わせると交通ネットワークを構築している自治体っていうのが出てくるんですけども、市のほうで御存じの事例などあれば教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 様々な手段の組合せによる公共交通ネットワークづくりに関する取組の事例といたしまして、兵庫県福崎町の取組を御紹介させていただきます。

取組の概要といたしましては、従来の無償福祉バスを有償化、再編し、再編前と比較し約1.7倍の利用者数増を実現するほか、全国初の市町村運営有償旅客運送における大学バスの活用、隣接自治体との連携コミュニティバス運行による広域ネットワークの形成等の取組を実施しているものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もちよっといろいろ調べたんですけども、今御答弁のあった福崎町の取組は、連携コミュニティバスを活用して、福崎町及び姫路市の公共交通空白地域の解消及びJR播但線の利用促進や企業の雇用確保、障害者就業支援といった多様な分野が連携することで、地域のニーズに合った地域交通を形成し、事業継続性を高めるとして、コミバスを町内だけでなく文化をつなぐ役割として公共交通を捉えて、そういうものだというふうに捉えて交通権を保障するという、そういう理念っていうんですかね、そういうものの下に構築されたというふうに伺いました。

あと、長野県木曽町の取組もちよっと御紹介させていただきますと、ゾーンバスシステムの導入として、木曽福島駅がターミナルの一つ、駅があって、そこから旧町村中心部に運行する幹線バスというのがある、さらに旧町村内を巡回する地域巡回バスによって、乗り継ぎはしなきゃいけないんですが、広大な面積をカバーする運行形態を構築しているといえます。また、バス車両では補完できない地区や交通空白地の解消のために、事前登録制による乗合デマンドタクシーを運行、全ての幹線が木曽福島駅、木曽病院へ乗り入れることにより、通学、通院の足を確保。さらに、これがすごいなと思ったんですが、乗務員不足への対応として、公共交通受

託事業者に対し、従業員の二種免許取得経費の2分の1を補助、上限30万円ということです。それから運賃定額乗合タクシーとして、75歳以上の高齢者が初乗り運賃程度の700円で町内どこへでも利用可能な制度を令和元年度から運行。令和4年度からは対象を70歳以上として、タクシーの運行に比較的余裕のある午後の時間帯で実施をしているということです。通常のメータータクシーとのすみ分けも行っているということで、今後当市でもこうした公共交通ネットワークっていうのは本当に強力に進めなくてはいけないのではないかと思います。どのような課題があるのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 地域により、持続可能な公共交通の形態は異なるため、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、その地域にふさわしい公共交通の検討に取り組んでいくことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん、これをそのまま取り入れろということではなくて、様々本当に調べると、いろんな本当に取組が出てきますので、ぜひ市のほうでもそうしたことを、いろいろな他市の自治体の事例を見ていただいて、研究進めていただきたいというふうに、実現していただきたいというふうに思います。

次に、気候危機との関係で、脱炭素社会の実現に向けた対策という御答弁もありましたけれども、具体的にはどのような対策に取り組んでいくのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） コミュニティバス等の既存の公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用からの転換を図るとともに、コミュニティバスの車両の更新を行う際には、環境負荷の低減の観点を考慮しながら車種の選定を行うことなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この地域の住民だけでなく、人類そのものが持続していくために、全ての政策に、気候危機どう打開していくかっていう、そういう視点が必要不可欠だと思うんですけども、とりわけ交通政策は直接、車ですよね、環境に与える影響も大きいことから、環境への負荷を最大限に抑えていくということが必ず必要になるというふうに思います。これは東大和市だけの問題ではないんですけども、当市としても環境への負荷を最大限に抑えるという視点で取り組んでいただくことを強く要望します。

次に、イの人口減少・高齢化社会におけるのところに移りますけれども、高齢者が自由に外出できる意義というものをどのように認識されているのか伺います。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時11分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 自由に外出する環境を整え、外出を促進することで、高齢者の社会性が維持され、加齢による心身の活力低下を防ぎ、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができることなどであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 健康で生きがいに満ちた生活を送るためっていうのは、すごく大事な視点だというふうに思います。

昨今、高齢ドライバーの交通事故が社会問題ともなっていて、高齢者は免許を返納するべきだというような議論もあるんですけども、その点についての御認識を伺います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 運転免許証の返納とは、道路交通法第104条第2項の規定により、免許を受けた方が公安委員会に対して、申請により、有効期限の残っている免許の取消しを求めるものでありますことから、免許を受けている方の意思により行われるものと認識しております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** そういう返納すべきだみたいな、やっぱり圧力をかけるべきではないというふうに思っています。

高齢化率が上昇すれば当然高齢ドライバー増えますし、高齢になることによって、視覚や運動、認知機能の低下が運転技術の低下を招くということは事実ですが、実際に高齢ドライバーがどれだけ事故を起こしているのか、警察庁が公表している交通事故件数と年齢層別免許保有者というのを見ると、2018年の数字では、最も事故を起こす確率が高いのは16歳から19歳、次に多いのが20歳から24歳、その次が85歳以上ということでした。

また、日本老年学会・日本老年医学会の報告書によれば、65歳から74歳までは、心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めているというふうに述べられています。

こうしたことから、年齢だけで一律に高齢者は運転をやめるべきだとは言えませんし、また国立長寿医療センターは、高齢者の運転寿命が健康寿命に大きく関わっていることを指摘しています。車があることで自由に移動ができるということが、高齢者の心と体の健康に大きく影響しており、返納だけを求めるのではなくて、利便性の高い地域公共交通の充実がなしに、それとセットで、やはり免許返納だけを性急に進めるべきではないというふうに考えます。

同時に、人口減少やコロナの影響で利用者が減少していても、地域公共交通を維持していくということが求められると思いますが、先ほども利便性ということでちょっと御答弁いただきましたけれども、やはりその地域のニーズに合った運行ルートや本数の拡充など、利便性を高めるということが本当に不可欠だと、今の当市の状況をからいっても利便性高めなきゃいけないというふうに思うんですが、当市の課題を伺います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 公共交通は、不特定多数の利用に着目した交通であり、一定の利用に根差した運行を行う必要があることから、一人一人の細かいニーズに対応することはできませんが、市としましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づきコミュニティバスの維持やコミュニティ交通の検討に取り組み、公共交通ネットワークが持続可能なものとして維持できる範囲で、外出しやすい環境を整えていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 課題はあるんですけど、やっぱりお金の問題も、今の御答弁聞いているとやっぱりすごく大きいんじゃないかな、持続していくっていうためには、お金の問題というのがやっぱり大きいんじゃないかなというふうに受け止めたんですが、当市のちょこバスについては、高齢化が市内でも進んでいる東京街道団地の方々からは、中央通りを走るルートが欲しいということで度々御要望も頂いています。このルートの見直しということも今後必要になるのかもしれないというふうに思いますけれども、その際の諸経費についてはどのようになっているのか、また東京都の補助がどのようになっているのか伺います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 現在ちょこバスの路線の見直しを行う予定はございませんが、路線を変更す

る場合には、バス停留所の撤去・新設、各停留所及び御利用案内の路線図の更新、車内放送の変更等の費用が生じると認識しております。

また、東京都の補助につきましては、既存路線と重複しない新規の路線距離が再編総距離の5分の1以上であるなど一定の要件を満たす再編に係る事業を対象としたものに、東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この3月に東京都議会で、党都議会議員の尾崎あや子都議が、こうした既存路線の再編についても補助金出すべきだということで求めたんですが、その際東京都が、関連計画等の整合を図りながら、路線の見直しを行う際必要な諸経費を支援の対象として追加するというふうに答弁がありまして、その後、今御答弁のあったような事業費の補助交付要綱の中にも盛り込まれているというふうに思います。ただ御答弁あったように、すごく条件がいろいろありまして、なかなか、すごく使い勝手のいいものではないなというふうに思います。

また、デマンド交通なども含めたこうした地域公共交通の政策に対する国や都の補助金、どのようになっているのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 公共交通としてのデマンド交通を対象とした国の補助金につきましては、半径1キロメートル以内にバスの停留所等がない地域を対象として、地域公共交通確保維持改善事業に係る補助金がございます。

また、都の補助金につきましては、先ほど答弁いたしました東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 冒頭、交通崩壊ということも言いましたけれども、やっぱり地域の中で地域のニーズに合ったそうした公共交通ネットワークつくっていく必要があるということで、一定、補助金なんかも前進はあるのかなというふうに思うんですが、やっぱり期限があったり条件があって、自治体が地域の実情に応じた地域公共交通を構築するには、やっぱり財政的な支援というのは本当に必要だというふうに思います。

我々党市議団が繰り返し求めてきた、ちょこバスへのシルバーパス導入についても、現在のシルバーパス条例と同施行規則の下では適用できないという課題もあります。何より市の御答弁にあったように、高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送るために地域公共交通が果たす役割は、今後ますます大きくなるというふうに考えます。高齢者だけでなく、障害がある方も含めて、市民が自由に移動できる地域公共交通ネットワークを構築するためには、単に交通政策というだけではなくて、福祉の増進も含め、まちづくりと一体に進める必要があるというふうに考えます。

次に、ウの安心して暮らし続けられるまちづくりのほうなんですけれども、持続可能な地域社会、安心して暮らし続けられるまちづくりのために、地域公共交通ネットワークの拡充は欠かせないものだという事で今まで質問してきましたけれども、やっぱり国の今の交通政策、まだまだ交通事故や安全対策への対応も遅れているというふうに冒頭申し上げました。通学路や生活道路の安全対策や公共施設、病院、福祉施設の配置、利便性を維持しながら、どのように自動車を規制していくのかなど、地域交通政策というだけではなくて、まちづくりと一体に地域公共交通の再編を進める必要があるというふうに考えますが、御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 現在、まちづくりの基本的な方針である都市マスタープランの策定に着手し

ております。地域公共交通の再編の必要性につきましては、都市マスタープランの策定後に検討すべきものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 午前中も都市マスタープランの策定について御答弁もありましたけれども、その中で市民参加、行っていくというような御答弁も、アンケートやワークショップ等で市民参加を図っていくということもあったんですけれども、策定後というよりは、私はやっぱり一体的に地域の交通政策、検討していただきたいというふうに思います。それからその検討の際には、これまで述べてきたような交通権の保障という視点や、また環境や安全への配慮を最優先に地域公共交通ネットワーク、検討していただくということを要望します。

まちづくりと一体に進めるわけですから、やはり地域のニーズを丁寧にすくい上げることが大切だというふうに思います。計画の段階から住民の参加ということが不可欠だと考えますが、その点の御認識を伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 地域公共交通に関する計画を策定する際には、その計画の性質などを踏まえ、必要に応じて適時適切に市民の皆様の御意見をいただくものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） どういうまちをつくって、どういうところに行きたいのか、どういうところに移動したいのかっていうような、そうした地域の本当に細かいニーズをすくい上げるために、住民参加っていうのは、もう絶対に必要な取組であるというふうに思いますので、これからも住民とともにまちづくりを行っていくという姿勢で地域交通政策に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

この項については以上です。

次に、子どもの権利と市の保育・教育・子育て施策について、まず子どもの権利条例ですけれども、市長答弁に、子ども・子育て憲章についての御答弁ありましたけれども、ちょっと1つ、当市の子ども・子育て憲章について申し上げておきたいのは、当時も私、さんざん言いましたけれども、大人の考えるあるべき姿を子供に押しつけるものであって、あれは国が批准している子どもの権利条約とは逆行してあるものであるということを変更して指摘をした上で、当市のあらゆる施策に子供の権利を保障する立場を貫くことが、子どもの権利条約を批准した国の自治体として求められると考えますが、その点についての認識を伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 東大和市子ども・子育て憲章は、その策定の過程においてですね、子供たちや大人の皆様の参画を得て、話し合いを積み重ねて作り上げたものであり、子供たちの意見が反映されたものであると考えております。引き続き、憲章の理念に沿って施策を進めるとともにですね、周知・啓発により、市民の皆様一人一人が、子供たちのために御自身でできることを実践していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今回、子ども・子育て憲章のことは特に質疑質問ともしないんですが、やっぱり申し上げておきたいのは、確かに意見は聞いていましたけれども、あらかじめ市がこういうものをつくりまして、具体的に方向性を示したのに対して意見を聞いたものということで、私は、子どもの権利条約で書かれている意見表明権というのは、やはりどういう憲章をつくるのかっていうその最初の段階から子供が参加して、意見を言う権利を保障するものであるというふうに思いますし、子供の権利についての理解、子供自身もまだまだ理解進んでないなという中で、憲章に関わる大人と子供が、意見表明権を含む子供の権利についてしっかり

と学ぶ場所も用意されていなかったということも問題だったというふうに改めて指摘をしておきます。

いずれにしても子どもの権利条約の理念を基に、当市の様々な子育て施策を進めていく上で、例えばどのような点に留意する必要があるのか、また子供の権利を保障することとの関係で、当市において課題となるのはどのようなことがあるのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 例えばいじめや虐待、貧困問題、ヤングケアラーに関する事など、子供を取り巻く問題について、子供たちの様子から周囲の大人がしっかりと気づき、必要な支援につなげることができるよう、地域や関係機関などの連携強化が必要であると考えております。

また、子ども家庭支援センターや児童館など、子供たち自らが相談や気軽に話ができる場所が市内にはあるということを引き続き周知していくことも必要であると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 子供の様子に気づくってということもちろん大事ですけれども、やはり子供に関わる施策については、その当事者である子供が、その計画段階から参加して意見を言う権利を保障しなければならないというふうに思うのですが、その点についての認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 市では、現在の子ども・子育て未来プランを策定する際、ニーズ調査において中学生や高校生も調査の対象区分とし、学校や友人関係、将来のことや子供の権利についての質問項目や自由意見などを回答していただき、計画を策定する上での基礎資料とした経緯がございます。今後につきましても、若い世代の意見やニーズを把握し、施策に生かしていくことが大切であると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、小学生も必要かもしれませんし、私は、それよりもっと下の子たちにも、そういった自分の意見を表明する場所ってというのは必要だというふうに思います。やはり子供自身もそうなんですけど、やっぱり子供の権利って何だろうってこの理解が、やはり市内においても一般の市民の皆さんの中にも、まだまだ理解が広がってないなというふうに思うわけなんですけれども、例えば市内の中で市の職員の皆さんに対して、子どもの権利条約について学ぶなどの、子供の権利について理解を深められるような研修等、この間行っているのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 研修等でございますが、東京都市町村職員研修所や東京都人権啓発センターが主催します人権研修など外部研修の実施について、市内で情報共有を図っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） もちろん人権ということは大事なんですけど、やっぱり子供に対する人権をどう保障していくかというのは、今までの理解とはまたちょっと、深く学んでいく、子供の権利ということに特化して、やはり理解を深めていく必要があるというふうに思います。

子どもの権利条例制定、他市でも進んでいるというふうに思うんですけども、子どもの権利条例、私は当市でも策定してほしいというふうに思うんですが、やはり市の職員も市民も含めて、まずはこの子供の権利について学ぶ場ってというのが本当に必要ではないかなというふうに思います。市民も一緒にこういう子供の権利どうやって守っていくかっていうことを考えるその最後のところに、条例の制定というのはあるというふうに思いますので、子供に関する全ての施策において子供の権利が保障されるよう、理解の促進含めてそういう視点を持って政策をつくっていただきたいというふうに強く要望いたします。

次に、狭山保育園の段階的廃園のところですけども、今回子供の権利という立場から伺っていますけれど

も、この廃園をするということについて、当事者である子供の意見を聞くということ、これをどのように考えているのか伺います。

○子ども未来部副参事（岩崎かおり君） 保育園の利用につきましては、保育内容や利用時間、場所などを基に、子供にとってどこの保育園がよいのかを各家庭で判断されているものと認識しております。狭山保育園につきましては、段階的にクラスや子供の数が変化していく中で、保育園を利用する子供たちが安心して楽しく過ごせるための保育を、保護者の皆様からの御意見などを踏まえながら進めていき、日々の子供たちの様子や声を受け止めて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ここで乳幼児に対する子供の権利というところで意見を表明する権利、これを乳幼児に対する、乳幼児から意見を表明してもらうということについて、市がどのように考えているのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 乳幼児期につきましては、言葉だけではうまく伝えることができない時期でもございます。したがって、例えば泣くことや表情、行動など、そこから自分の気持ちを表すこともあると考えております。したがって、うまく表現ができないことが多くてもですね、自分の気持ちを伝えたいと一人一人の子供が思える人間関係を保育の場でつくっていくことが大切であると考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そのとおりですね。実際には、うまく言葉にならないっていうこともありますし、実際には保護者から意見を聞くということが実際的な手法としては主になるとは思いますが、やっぱり子供、乳幼児であっても意見を聞かれるべき集団だと、子供、赤ちゃんであっても意見を聞かなくちゃいけないっていう、その視点がすごく大事だというふうに思います。そういう意味でいうと、やはり廃園にしていっていいかっていう検討の段階から、やはり子供と保護者の意見を聞くべきだったというふうに私は思います。

その点で、子供の権利を保障する立場から、当市の保育施策にどのような課題があるのか、その課題解決のために公立保育園がどのように役割を果たすのか、そうした検討がなかったということも指摘、これまでしてきましたけれども、その点について再度、市の認識をお伺いします。

○保育課長（関田孝志君） 市ではですね、子供たちが安心して過ごすことができる保育環境を整備し、子育て中の保護者を支える保護者支援等に取り組むことが、保育施策における子供の成長、子供の最善の利益の確保につながるものと考えてございます。子供が安心して過ごす、成長していけるよう、公立、私立の分け隔てなく、子供たちのために必要な保育施策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その今の御答弁と狭山保育園を廃園するっていうことが非常に矛盾してるというふうに思います。今回資料も頂きました。ありがとうございます。懇談会の議事録、読ませていただいたんですが、やはり保護者が、突然のこの廃園ということに納得をしてないことや、段階的廃園で子供の数が減っていくことにより、本来であれば受けられたはずの保育が受けられず、残った子の発達に影響があるのではないかと強い不安を持っているということが分かりました。市に対しても不信感を持つ保護者の方もいるようです。

対してアンケートの結果では、狭山保育園での保育に満足している方が大変多く、特に保育士の先生方に対する信頼がすごく厚くて、子供をよく見てくれている、親身になってくれている、プロ意識が高く経験を感じるというような声がたくさんありました。狭山保育園の立地についても、自然が豊かで大通りに面してもおらず安心・安全、なくなるのが理解できないほど良い環境に満足しているという声もありました。総合的な評価

では、アンケートに答えた方の61%が満足、39%がどちらかという満足となっていて、不満、どちらかといえど不満、どちらでもないという回答はゼロ%となっていました。

狭山保育園をなくさないでほしいという保護者の切実な願いに背き廃園を進めることと、子供が、先ほどの答弁ですね、これがやっぱり矛盾してるんじゃないかというふうに思うんですが、その点の御認識を伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） なかなか、議員のほうから矛盾してるというお話を頂くんですが、私ども市のほうとしては、矛盾してないという見解でございます。

先ほど保育課長からも答弁しましたとおりですね、子供が安心して過ごし成長していくために必要な保育施策を、公立、私立の分け隔てなく進めていくことが大切であると考えております。段階的廃園を予定しております狭山保育園におきましても、園内で、チームさやまを立ち上げて、少人数体制における保育計画を策定し、子供たちにとってより良い運営となるように、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そういうチームさやまの取組なんかは、保護者の方の意見、丁寧に聞いているなというふうに思うんですけども、やっぱりそれは廃園ありきで進めているもので、やっぱり子供たちの、冒頭市長答弁で、狭山保育園については維持・更新していくことは財政上難しいというふうにおっしゃっているわけで、やはりこれがお金がかかるので廃園を決めたと、子供の最善の利益を保障するっていうことがスタートでないということは、この間の質問からも明らかですので、改めて狭山保育園の段階的廃園には強く反対をいたします。

そして、狭山保育園の保育に満足し、なくさないでほしいと願う保護者の切実な願いに応え、今からでも計画をストップし、狭山保育園の早期建て替えと公立保育園の拡充を強く求めます。

次に、小・中学校統廃合の計画について伺います。

今回、子供の権利という立場で聞いてますので、やはり当事者である子供の意見聞くということについて、この統廃合についてですね、子供の意見を聞くことについてどのように考えているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校の統廃合につきましては、少子化や学校施設の老朽化による維持管理等の課題があり、児童・生徒には非常に難しい内容であると考えております。そういったことから、検討会議におきまして様々な角度から検討を重ね、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保することを念頭にて計画したものでございます。

今後の新しい学校を建てるための検討会議におきまして、児童・生徒に対して、どのような学校にしたいかなどの意見を聞いたほうがよいとの話がございましたら、対応について検討したいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうしますと、やっぱり適正配置の計画には、子供の教育環境のために統廃合するというようなこと書かれていましたけれども、やっぱり今の御答弁を聞くと、維持管理、お金の問題って、我々は公共施設2割削減というところからスタートしてるってことを指摘してますけれども、やっぱりそういうことであって、どうしたら子供の教育環境を最善のものにしていけるかっていう、そこからでないということなんですよね。私は、やっぱりそれはおかしいと思いますし、それは指摘はしますけれども、やっぱり子供の意見で、難しい問題だというような御答弁でもありましたけれども、当事者である子供たち、統廃合、統廃合だけじゃなくて、どういう学校にしていくのかというようなことも含めて、やはり意見を聞くべきではないかというふうに思います。それは要望をしておきます。

ちょっと、子供たちにとって最適な教育環境、具体的には市はどのような環境だと考えているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 子供たちにとって最適な教育環境についてでございますが、東大和市立小・中学校再編計画にもございますとおり、学校において道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性を涵養し、コミュニケーション能力を高め、健康、体力を向上させるため、学校での行事や集団活動が活発に行われ、多様な子供同士の触れ合いや友人関係をつくれるようにすること等と考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） いろんな子供がいて、活発でない子もいるし、勉強できない子もいるし、友達とコミュニケーションとれない子も、いろんな子がいるけれども、どの子も楽しく行ける学校をつくるっていうことが、私は、子供一人一人が大切にされる教育環境ではないかというふうに思います。

それから、全員協議会、先般行われまして、七小の建て替えについても少し資料を頂いてますけれども、校舎を建てられる面積の制約などもあって、さらに周辺の公共施設を集約していくという方向も示されました。今よりも小さい校舎、今と同じ大きさなのかもしれないですけども、そこに当然多くの児童が入り、公共施設も集約されるということになると、すごく手狭になるんじゃないかと思うんですが、その点の御認識を伺います

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 第七小学校の建て替えにおきましては、市議会全員協議会の資料の中でも記載させていただいておりますが、現在よりも建物が大きくなることから、建築敷地に関する教育委員会の考え方について御説明をさせていただいたところでございます。

新しい時代の学びを実現することや国の小学校施設整備指針を参照すること、また35人学級などを視野に入れて進める必要があることから、今より小さい校舎になることは想定してございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） いずれにしても、その代わり校庭が小さくなるっていうようなこともあるんじゃないかというふうに思いますし、学校が大規模化するっていうことの、私はデメリットのほうをしっかりと考えなきゃいけないと思うんですが、どのようなことがあるのか伺います。他市の事例なども御存じでしたら教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今議員のおっしゃる大規模化につきましては、標準規模を超える学校数と捉えますが、その課題といたしまして、学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人の活躍する場や機会が少なくなる場合がある。集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒の人間関係が希薄化する場合があるなどがあると認識しております。

しかしながらですね、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画におきましては、大規模化するのではなく、国が示す適正な規模とするためのものでありますことから、ただいまお示しさせていただきました大規模化のデメリットには該当しないものと考えております。

また、この大規模化に関します他市の事例については把握してございません。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 適正規模という御答弁ありましたけれども、これは以前にもやりましたけれども、国において、子供たちの最善の利益を保障するための適正規模がどのくらいなのかという結論が出てないということだと思います。国の手引にも標準規模ということで明示はありますけれども、地域の実情に応じてそこは考えなさいということが書いてあるというふうに思います。

やっぱり今御答弁もあったように、どこを大規模化するっていうのはあると思うんですけども、やはり子供が増えることによって、子供一人一人に目が行き届くというようなきめ細かい対応は難しくなるんじゃないかというふうに考えます。改めて当市の学校統廃合の計画が、先ほども述べましたけれども、公共施設の2割削減ありき、ここから始まって、子供たちの最善の利益を保障し、より良い教育環境をつくるという、そこがスタート地点になっていないということは指摘をして、統廃合の計画に強く反対をいたします。統廃合の計画、一旦白紙に戻して、ぜひ子供たちからも、当事者ですね、しっかり意見聞きながら校舎の長寿命化計画、建て替え計画を進めることを強く要望いたします。

次に、子供の医療費助成のところですけども、来年度から高校生と高校生年齢の医療費助成、これが拡大をされまして、これまで会派としても繰り返し要望しましたので、本当によろやく実現したなということうれしく思っています。

所得制限と窓口負担についても会派としても撤廃を求めてきたわけですけども、東京都市長会は7月29日に都知事宛てに、令和5年度の東京都予算編成に対する最重点要望というのを出してまして、この中でも子供の医療費助成制度の拡充として、都による恒久的な財源負担と所得制限や一部負担金の撤廃を求めているというふうに思います。

一方で、23区では独自の上乗せで所得制限、窓口負担なくすというような報道もあって、これが新たな多摩格差とも言われていますけれども、多摩地域を見ると、23区と同様の独自上乗せを行って所得制限をなくしているところもあれば、当市のように残すところもあるというようなことで、多摩地域では対応が分かれているということだと思います。

先週の一般質問での御答弁では、当市の場合、来年度から始める高校生年齢までの医療費助成制度において、所得制限と窓口負担をなくすための必要予算は年額5,436万9,000円ということでした。これまで私も繰り返し求めてきたわけ、高校生年齢まで引き上げてほしいということで求めてきたんですが、この年齢の子供は、小・中学生に比べて、かかる医療費は少ないではないかというのは指摘もしてきましたけれども、この試算は、小・中学生に比べ医療費をどのくらいの割合で計算をしているのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 高校生等につきましては、厚生労働省の医療保険に関する基礎資料、平成30年度版を基に、小・中学生の医療費単価の70%、受診率54%で今回試算しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そこを勘定していただいているということで分かりました。

これ以前に、平成28年の第4回定例会で同僚議員がその資料に基づいて、そのくらいじゃないかというふうに行った割合なんですけれども、改めて医療保険に関する基礎資料、令和元年度版というのもあったので見てみたんですけども、やっぱり5歳刻みで、5歳から9歳で13.1万円、10歳から14歳で10.6万円、15歳から19

歳で8.5万円ということだんだん下がってきているので、そのぐらいの、実際分からないですけども、やっぱり少なくなってくるのかなというふうに思います。

この間の市の御答弁でも、国の制度としてやはり所得制限、窓口負担なくすべきだという認識で、そこは私も、国の制度としてひとしく子供の医療費助成行すべきだというのが基本的な立場なんです、一方で自治体の先行した取組が、国や都を実際こうやって動かしてきたということも事実だというふうに思いますので、その点についての御認識を改めて伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 必要なときに安心して医療が受けられる子育て環境に地域差が生じることがないように、また子供たちにとって等しい制度となるよう、繰り返し国及び東京都に要望していくことが第一に必要なことだと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今回東京都が高校生年齢まで拡大したということは本当に重要で、全国の自治体を動かす大きな力にもなると思います。同時に、所得制限と窓口負担の撤廃というのは、これは本当に党派を超えて共通の市民の願いだというふうに思いますので、市としても引き続き国や東京都に財政負担求めるとともに、市独自で所得制限と窓口負担の撤廃についても検討していただくことを強く求めます。

次に、就学援助について伺います。

これは入学準備金の前倒し支給について、これも繰り返し求めていますけれども、お子さんが5歳の場合と6歳の場合で基準となる収入額が変わりますので、入学前であっても、本来の申請年齢である6歳で計算をしてほしいと繰り返し要望しています。就学援助は子育て支援という側面もありますけれども、子供の学校生活を支える支援であって、ひとしく教育を受ける権利を保障するものだというふうに捉える必要があると思います。

その点で、いかに簡便に制度を利用できるかという利便性も大切だと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 就学援助制度の新小学1年生の入学準備金につきましては、入学時を起点として確認のできる前々年の収入額を算定の基礎としております。そのため、年齢も5歳として計算をしているものであります。

利便性といった観点も大切ではございますが、児童の年齢が本来と違う年齢での判定を行うことにつきましては、制度といたしましては適正ではないと認識しております。引き続き就学援助につきましては、子供の該当する学年における年齢を基に、就学援助費支給要綱に基づいた公正な審査事務を行うことによりまして、制度の適切な運営を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本来と違う年齢ということですけども、本来はこの入学準備金は6歳の方が申請をするもので、それを利便性をよくするために前倒しをしてるっていう制度だと思いますので、これはシステム変更等も市側ですごく負担がかかるものではないというふうにこれまでの質問の中でも伺ってますので、ぜひ、年齢を偽ってやってるわけではないので、そういう制度ですので、そこはぜひ柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

それから、支給項目についてなんですが、この間、就学援助の支給項目が追加になるということがあったのかどうか、ない場合はいつから追加がないのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 支給項目の追加についてでございますが、項目追加とは若干異なりますが、

平成29年から、新中学1年生の入学前支給、平成30年から新小学1年生の入学前支給の開始をしております。それ以前の支給項目の追加につきましては把握してございません。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) 把握していないということは、相当の間、支給項目は追加されていないんじゃないかというふうに受け止めましたけれども、先進国の中で日本だけが賃金が下がっているということの中で、物価は上がり続けているわけで、子育て世帯の負担も重くなっている中で、また時代に合わせて支給項目を適宜拡充していくということも必要だというふうに思います。

以前から、クラブ活動費やPTA費、生徒会費、支給項目に追加するということを要望してきましたけれども、その後の検討状況を伺います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 現在全ての保護者が対象となり負担が大きいと考えられる給食費、移動教室や修学旅行の費用などを実費で支給しておりますので、現時点におきましては、新たな支給項目の追加につきまして検討はしてございません。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) 特にクラブ活動については、結構額も大きくなると思いますので、大体クラブ活動費平均額、どのぐらいになるのか伺います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) クラブ活動の活動に必要な費用につきまして、市内での平均は算出してございませんが、国による平成30年の調査では、年間1人当たり3万円程度となっております。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) どういう部活によるかも違うと思いますので、それより少ない場合もあればもっとかかるということもあるというふうに思います。私もちょっと調べたんですが、文科省の平成30年度子供の学習費調査、市のほうでもこちらを見ていただいたのかなというふうに思うんですが、この中で小・中学生の世帯の年間収入とその他の学校外活動費、この関係がどうなっているのか伺います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 文科省の平成30年度子供の学習費調査のその他の学校外活動費におけます世帯の年間収入との関係についてでございますが、公立中学校で収入段階が400万円未満の世帯におきましては、支出平均は4万4,000円、同様に400万円から599万円の世帯の平均は5万3,000円、600万円から799万円の世帯の平均は6万2,000円、800万円から999万円の世帯の平均は6万8,000円、1,000万円から1,199万円の世帯の平均は6万3,000円、1,200万円以上の世帯は14万4,000円となっております。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) この資料を見ると、世帯年収とあと学習費の総額とか、3種類ぐらい、補助学習費とあってそれぞれ項目があるんですが、今の学校外活動費も含めてなんですが、全てでやっぱり年収が高くなるにつれて金額も大きくなるというふうになっていて、これはやっぱり経済格差が教育格差につながっているという、そういうことが実際起きているということだというふうに思うんですが、どの子にも好きなクラブ活動に参加する権利があるわけで、就学援助制度っていうのは、家庭の経済格差が教育格差につながらないようにするための制度だと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 子供たちが好きなクラブ活動に参加するためには、政治の役割が必要だということについてでございますが、全てのお子さんが好きなクラブに入部して、必要なものを全てそろえられるように援助するためには相当額の予算が必要になることや、保護者の方、地域の方、指導する方など多くの人

の協力が必要になることでありますことから、1つの自治体で対応することは非常に困難であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろんこの就学援助ということとは別に、日本の教育費そのものが、学費も含め高いということはありますので、教育費そのものの負担を減らしていくという、国全体で動いていくという、それはもう大事だと思います。ただ今回は、この就学援助ということで項目に追加してくれないかっていうことですので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、GIGAスクールのオンライン通信費についてもこの間求めて、保護者の負担がないようにしてほしいということで、Wi-Fiルーターを貸与している家庭ですね、特に、お願いしてはくれますけれども、こちらにも就学援助の項目に含めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） GIGAスクールに伴うオンライン通信費につきましては、多くの家庭でその環境が整っており、環境がない方につきましては、今議員からお話しございましたとおりWi-Fiルーターを貸与しており、通信費につきましては公平性の観点から、各家庭ごとに各キャリア会社と直接契約をしていただくものとしておりますことから、現時点におきまして項目追加の予定はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前の御答弁では、通信費は家庭で個人的に使うものとの切り分けが難しいというようなことをおっしゃったと思うんですけども、そもそもWi-Fi環境のない家庭っていうのは、困窮世帯である可能性が高いというふうに思われまして、そうするとデータ無制限のプランなど契約できてない可能性もあって、そうすると家庭でのタブレットの使用が制限されるということになると思うんですけども、子供の教育格差をなくすことよりも、通信費を個人的に使うことのほうが市は問題だと思ってるのかなって私はちょっと思うんですが、その点について御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） どちらが重要かということではないと考えてございます。通信費を補助する場合を想定しますと、例えば御家族がそれを私的に使用していて、インターネット接続が突然切れてしまったとか、ウイルス感染などの事故に遭った場合等にですね、責任の所在等切り分けが困難となります。また、公費にて補助を行うものでございますので、適切に御使用いただく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ただ一方で、要保護世帯の就学援助の項目には、このオンライン通信費は入ってるわけなんですね。今準要保護の話をしてますけれども、どちらも制度の趣旨からいえば、困窮している世帯を支援するという、そういう目的だと思いますので、要保護世帯と準要保護世帯で、どちらがより困窮してるかっていうことで線引きをするべきじゃないと思いますし、やっぱり市がGIGAスクール構想をやるっていうことでタブレットを導入したわけなので、私はやはり全ての子供たちがそういう制限心配なく学べる環境を市の責任で整えていただきたいと思います。

通信費については、Wi-Fiルーターを貸与したおうちにはセットで通信費も負担なくしていただきたいんですが、最低限この就学援助の項目に追加していただきたい、ひとしく教育を受ける権利を保障していただきたいということを強く求めます。

この項については以上です。

次に、ジェンダー平等を実現するための施策についてということですが、日本共産党は昨年10月にジ

エンダー政策というものを発表しています。ジェンダー平等を重要政策の一つに位置づけて、個人の尊厳が大切にされる社会をつくるために、様々な立場で担当する方々と連帯し、取組を進めたいというふうに思っています。

日本は、各国の男女平等の達成度を示すジェンダー・ギャップ指数、これが非常に低いです。先進国の中では、最新の2022年の数字でも146か国中112位と、異常な低位であるというふうに思います。大きな問題になっている男女賃金格差の縮小も、選択的夫婦別姓への法改正など、こういうことが実現されていません。ジェンダー平等の社会ってというのは、ジェンダーを平等にするということではなくて、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる社会をつくることだというふうに思います。

今回取り上げた包括的性教育は、ジェンダー平等社会をつくる上で、基礎的な学びでもある人間の生理や生殖、避妊についての正しい知識を持つことや、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべを学ぶことで、お互いを尊重し合う人間関係をつくることにつながるものであり、学校教育の中でも学びを進めていく必要があると考え、以下伺います。

まず、国際セクシュアリティ教育ガイダンスについて、もう少し詳しく教えてください。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、包括的性教育の目的を、自らの健康・幸福・尊厳への気づき、また、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づきなど、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具現化できるための知識や態度等を身につけさせることとしており、主に人間関係、価値観、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康と幸福のスキル、人間の身体と発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康といった八つのキーコンセプトを設定し、5歳から18歳までの子供や若者を年齢ごとにグループに分け、論理的根拠と教育を効果的に進める内容、年齢や成長に沿ったカリキュラムを繰り返し学習することとされております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 日本では、子供への性教育が性的好奇心を高めるとして、寝た子を起こすなという否定的な声が強くなるのが現状だと思います。しかし、スマホ等の浸透で、子供たちは大人が思っている以上に性の情報を得ており、しかもそのほとんどが誤った情報であるというふうに言われています。子供には正しい知識を知る権利がありますし、きちんとした性教育を受けていないことが、同意のない性行為の強要や性暴力、また性的マイノリティーの差別にもつながっており、逆に正しい性教育を年齢に応じて行うことで、むしろ性的な活動を遅らせたり様々な避妊法を正しく知ることで、自分に合った方法を選択することにもつながり、使用率の上昇に貢献するということが明らかになっています。学校教育の中にも取り入れていく必要があると考えますが、学習指導要領における性教育と照らし、どのような課題があるか伺います。

○**指導担当課長（菅野恭子君）** 学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導することとしております。

なお、東京都教育委員会作成の「性教育の手引き」では、学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、人間尊重の精神に基づいて行うことと記されております。

課題としましては、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら発達の段階を踏まえることや、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導の内容と個別指導の内容の区別を明確にすることなどに配慮しながら指導を行うことなどが挙げられます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これから具体的にやっていく取組ではないかなというふうには思うんですが、例えば市の職員の中での理解、市民の中でもまだまだやっぱり性教育って、何か否定的な考えというのはすごくあると思いますので、市民への理解促進、市職員の理解促進をやっていくということも必要だと考えますが、その点の御認識を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市といたしましては、第三次男女共同参画推進計画に基づきまして、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの8つのキーコンセプトに関連する施策については様々な取組を行っております。それにおきましては、職員に対する意識醸成、また市民への意識啓発など、引き続き機会を捉えながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） まだまだ性教育、子供に何か聞かれても答えづらいとか、大人の中でもなかなか性教育って、我々はそういう包括的な性教育を受けてない世代なので、なかなか抵抗もあるというふうには思うんですが、一方で日本産婦人科学会は、性教育の必要性について、2016年の中絶統計を挙げて、15歳までに839人、16歳では1,452人の子供たちが中絶をしているということを明らかにし、子供たちの性の実態は、中学生で避妊や性行為について取り上げるべきではないなどと悠長なことを言っていられないというふうに指摘をしています。望まない妊娠を防ぐということだけではなく、自分の体や異性の体についての科学的な知識を学び、豊かな人間関係をつくっていくための欠かせない教育だというふうに思いますので、引き続き取組を進めていただくことを要望いたします。

次に、小・中学校など公共施設への生理用品の整備についてですけれども、これまでの質問の中で、前議会での御答弁では、自治体との協定を前提に、ナプキンディスプレイを活用している無償配布事業に取り組む民間事業者との連絡を取り合い、設置の可能性についてお話を伺っているということでしたけれども、その後の進捗について伺います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 本年第2回定例会後の本庁舎におけます進捗についてであります。

事業者からは引き続きお話を伺っておりますが、世界的な半導体不足の影響を受けまして、主力となるディスプレイの部品が入手困難との状況から、その後の進捗はございません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そういうことでしたら、私は市のほうで独自にやっていただきたいというふうに思うんですが、小・中学校と公共施設に整備した場合の必要予算について、令和3年の6月議会で私のほうからもちょっと試算をした金額示しましたが、市の試算ではどのくらいになるのか伺います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 本庁舎への整備に必要な予算の試算についてであります。現時点では、この取組の可能性について調査・研究をしている段階でございますので、具体的に予算の試算までには至っておりません。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校への整備に必要な予算につきましては、現時点におきましては各学校からの要望等は来ていないため、具体的に予算の試算はしておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何かと先行的な取組を行っている明石市では、45校で500万円を計上したということ

でした。結構全国見ますと事例が出てまして、必要予算このぐらいみたいなことも書かれていますので、ぜひ具体的に検討していただきたいんですが、小・中学校については学校から要望はないということでしたが、市内小・中学校の児童・生徒から直接話を聞いているのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒から直接話は聞いてございません。ふだん児童・生徒と関わりのある教員、養護教諭等から話を聞いたものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） なかなか言いづらいと思うんですね。保健室に行けばもらえるっていうふうにはなってますけれども、保健室にもらいに行くってこと自体が本当にハードルが高いと思いますし、本当に家庭の事情で足りないってときに、毎日毎日取りに行けるかっていったら、もらいに行けないと思うし、それから生理って毎月来ますから、思春期のときは特に周期が安定しないっていう話も前回しましたけれども、休み時間にトイレに行って急に始まったってなったときに、そこで保健室まで行ってもらってということが、やっぱり本当にこれはハードルが高いというふうに思うんです。人目も気になるというふうに思います。そういういろいろなハードルを越えて保健室にもらいに行ける子がどれくらいいるのかなってことだというふうに思います。

生理用品を持ってても、それをトイレに持っていくのが恥ずかしいと思う子もたくさんいるというふうに聞きました。ただでさえ体にすごく、心にも負担のかかる生理期間中に、そういう心配なく、安心して学校生活を送れるよう環境を整える必要があると考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 繰り返しにはなりますが、現時点では設置の必要性について各学校からの要望等ございません。ただ引き続きですね、学校には状況を確認する必要があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひですね、学校だけでなく、対面でなかなか、要るって言っても、どう答えるかわかりませんので、そこは何らかの形で子供たちからしっかり要望を聞いていただきたいと。置いてほしくないっていう子はいないと思います。大人だって、置いてあればありがたいですから、そういう方はいないというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、市長の御答弁では、各公共施設の環境に応じた適切な管理や運営方法について課題があるということだったと思うんですが、具体的にどのようなことなのか、改めて伺います。

○総務管財課長（宮田智雄君） 本庁舎におけます具体的な課題についてであります。不特定多数の方々が来庁される環境の中で、生理用品を必要とされる方に必要な数量を公平に配布する、その仕組みの構築が課題であると考えております。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校への整備につきましては、現時点では予定しておりませんが、考えられる課題といたしましては、人が不在の場所に設置することになりますので、衛生面の確保や必要とする児童・生徒への公平な配布が課題であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 前回、生理は生理現象だというお話もしたんですけども、生理現象だと思うんですね。その点についてどう思っているのかっていう認識をまず伺いたいのと、それからトイレットペーパーは公共施設や学校のトイレに置いていると思うんですが、どのように御答弁にあったような必要とされる方に必要

な数量を公平に配分する仕組みをとっているのか、伺いたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） まず1点目、生理につきましては、体の中で起こる発達のひとつとして教育しており、生理現象であると捉えてございます。

以上でございます。

○総務管財課長（宮田智雄君） 2つ目の御質問ですが、トイレトペーパーにおけます必要な数量を公平に配分する仕組みについてであります。現在実施しております運営方法が公平に配分する仕組みであると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 学校のほうも、どうやってトイレトペーパーを必要とされる方に必要な数量を公平に配分する仕組みでやってるのかをちょっと伺いたいんですが、いいですか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校におきましては、今の総務管財課長同様に、置くことが公平に配分する仕組みであると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その管理の課題、トイレトペーパーも、持っていかないでみたいな貼り紙がされているトイレもあって、持っていったら方っていると思うんですけども、それでも必要だから置いてるんだというふうに思うんですね。生理は女性の身体に起こるものですが、それが生理用品になると何でそうなのかなというふうに思います。

シンプルに、必要だから整備するっていうことが、私は単純にそういうことがジェンダー平等ということではないかなというふうに思います。特に小・中学校トイレは、子供たちが本当に安心して、生理が来るといろいろね、本当に不安があると思うんです。そういうことをないように、不安なく安心して学校生活を送るために必要な取組だというふうに思いますので、早急な導入を強く要望いたします。

この項は以上です。

最後、障害者の日常生活の質の向上のところですが、日常生活用具の給付事業のところ、これは当事者の日常生活がより円滑に行われるための用具を貸与する事業であり、当事者のニーズに対応可能な品目や、対象者要件の見直しを適正に行っていくという御答弁でした。この制度の目的は、当事者の生活の質を向上するということだと思いますが、市の御認識を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進することで、当事者の生活の質の向上につながるものと認識をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 適宜見直しされているということだと思うんですが、この間の見直しの状況を具体的に伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市におきましては、利用者のニーズ、他市の状況、新しい製品の開発状況等を調査いたしまして、随時見直しを行ってまいりました。例えば品目の追加として、パルスオキシメーター、音声式血圧計、こうしたものを新規種目として加えました。

また、対象者の規定、性能の規定の改正といたしまして、ポータブルレコーダー、音声式時計、視覚障害者用拡大読書器につきまして、利便性の向上につながる見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 厚労省のこの事業のところを見ますと、自治体が実施主体となり、「障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。」というふうに書いてあります。地域に住む当事者の方々の生活の質を向上させるための事業だというふうに思います。

市のホームページでも、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など障害の区分ごとに、それぞれ対象となる日常生活用具はこれですというふうに書かれています。これが当事者の願いに合っているかということを確認したいのですが、例えば以前にも同僚議員が要望させていただきましたが、肢体不自由がある方からの要望で、対象の日常生活用具の中に電磁調理器というものが入っていますが、認められるのは卓上IH調理器だけで、電子レンジが対象外だということでした。IHの調理器では、お湯を沸かしたりフライパンで調理をするということが難しく、その方は何度もやけどを負ってしまって、せっかく自立した生活をして自炊もしたいのに、なかなか制限があるという、そういうことでした。当事者の日常生活を支える事業なので、そういう御答弁、当事者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援するという御答弁だったと思うんですが、やっぱりそれぞれの当事者の願いに合わせて柔軟に対応することが求められるものではないかと思いますが、その点の御認識を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 日常生活用具事業におきましては、厚生労働省からの告示という形で、用具の要件や用具の用途及び形状が示されております。障害者の日常生活用具給付は、障害者の日常生活上の困難を改善するために、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものを給付するというを目的としておりますので、一般に普及している家電製品につきましては、原則的には対象としないというものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 確かに原則としては、日常生活品として一般に普及していないものと、厚労省のサイトにもそのように書かれていました。しかし、他市の事例を見ると、パソコンですとか空気清浄機や温水洗浄便座など、必ずしも障害を持つ人だけが使うものではないけれども、それぞれの障害に対して日常生活の困難を改善するためのものとして対象に含まれているということも少なからずありました。

そもそもこの国の制度の立てつけが、障害手帳のカテゴリーごとに細かくですね、この品目はオーケー、この品目は駄目っていうふうにすごく書かれていて、同じ障害であっても、独り暮らしかそうでないのかとか、生活環境それぞれ違いますよね。その方がどのような生活を望んでいて、どのような不便があって、そのためにどのような生活用具があれば、その人の生きにくさや不便さを解消できるのかということが大事だと思うんです。画一的にならずに一人一人の願いに応じていく制度、それがそもそもの制度の目的ではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市におきましても、対象者の要件はありますが、これまでもパソコンや空気清浄機、温水洗浄便座を日常生活用具の給付事業の対象種目として給付決定をしてございます。また先ほど申し上げましたとおり、過去においてパルスオキシメーターや音声式血圧計というような品目を新たに加えております。

市といたしましては、国が示す告示の考えに即して、日常生活の向上に資する品目全てを対象にするということではなく、個々の障害の状況等を勘案いたしまして真に必要な給付ができるよう、品目や対象者要件について調査・研究をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 大本には、先ほども述べたように国の、これ本当細かく決まっているので、そこがちょっと柔軟性ないなというふうに思いますし、国の障害者政策そのものがやっぱりすごく貧弱だなというふうに思いますので、そこに原因があるというふうには思います。

しかし、自治体には市内に暮らす当事者にやっぱり寄り添うっていうそういう姿勢が大事だというふうに思いますし、やはり一人一人の、何でもかんでもは駄目だよっていうふうに理解しましたがけれども、そうではなくて、一人一人の声を丁寧に聞き取って、国の制度に不十分なものがあれば、そこを埋めていくというふうなことが求められるというふうに思います。市でも、利用者のニーズや他市の状況、新しい製品の開発状況等を勘案して、随時見直しを行っていくということでしたので、東大和市に住む当事者の方のニーズに合った柔軟な対応を強く求めます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、コロナ危機、ウクライナ危機、物価急騰から市民の命と健康、暮らしと雇用、営業を守る取組について。コロナ第7波が襲い、市民の命と健康が危険にさらされています。市民の収入は減少し、物価は高騰しています。

以下伺います。

①市民の命と暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、現状認識を伺います。

②市民の命と健康を守る施策について伺います。

③暮らしと雇用、営業を守る取組について伺います。

2、市民サービスの廃止・縮小、非正規職員の拡大、外部化等、使用料・手数料の値上げ・有料化等についての2023年度以降に向けた検討について、

2021年3月に富士通総研から提出された東大和市業務分析等支援業務 業務報告書に基づいて、東大和市は99の市民サービスの廃止・縮小を決め、うち90事業は2022年度当初に廃止されました。市は、今後も同様の検討を進めるとしています。

また、3年置きに値上げを検討してきた使用料・手数料等について、2021年度の「見直し」を行わなかったとして、3年を待たずに「前倒し」での値上げの検討を示唆しています。市民生活が厳しさを増す中で、福祉の切り捨てや負担増を進めるべきではありません。

以下伺います。

①富士通総研の報告書に基づく、市民サービスの廃止・縮小や非正規職員の拡大、外部化等について、検討状況を伺います。

②公民館等の有料化、学校体育館・校庭等の実質有料化（減免規定の厳格化）等の実施時期等の検討について伺います。

③今でも26市で一番高い下水道使用料等の使用料・手数料等のさらなる値上げについて、2022年度は検討しないということですが、2023年度以降の見通しについて伺います。

④事業系ごみ手数料の値上げの検討状況について伺います。

3、気候危機打開の取組について。

2022年3月に「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」が策定され、市の事業に係る温室効果ガス削減の目標と取組が示されました。2030年度までに2013年度比で50%削減することを前提にした計画となっていることは前進です。しかし、委託事業は対象外とされ、東大和市全域での計画を定める区域施策編については、策定期さえ示されず、先送りされています。都内では、島嶼部を除く区市町村の75%が区域施策編を策定しており、東大和市の取組は立ち後れていると言わざるを得ません。

以下伺います。

①気候危機の現状と、その打開に向けた東大和市の責務・役割について、市長の認識を伺います。

②「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」について伺います。

③市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）作成に向けた課題について伺います。

4、市長認定障害者控除について。

①制度の趣旨と内容について伺います。

②2007年度、2012年度と直近の5年間の実績について伺います。

③制度活用の拡大の意義と課題について伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の変化による市民への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染力の強いオミクロン株BA.5による感染が繰り返され、市民の皆様の命や健康に大きな影響を与える感染症であると認識しております。また、経済情勢の変化につきましては、原油価格や物価の高騰により、家計や事業者への影響が続いているものと考えております。

次に、市民の命と健康を守る施策についてであります。市におきましては、感染の拡大防止を図るため、基本的な感染防止策の徹底を継続して実施することが重要であると考えております。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、ワクチン接種を推進しておりますが、国からのさらなる要請に基づき、オミクロン株対応のワクチン接種を実施できるよう、鋭意準備を進めているところであります。また、自宅療養者及び同居する濃厚接触者などのうち、希望する方に食料品等を配送する支援を行っております。今後におきましても、市民の皆様の命と健康を守るため、引き続き感染防止対策等に取り組んでまいります。

次に、暮らしと雇用、営業を守る取組についてであります。現在、国や東京都からの財源を活用して、キ

キャッシュレス決済による消費活性化事業及び中小企業者等燃料費支援金支給事業を実施しているところであります。今後につきましては、本議会の初日に補正予算の議決をいただきましたキャッシュレス決済による消費活性化事業の冬季実施に向け、準備を進めてまいります。

次に、業務分析の結果を参考にした業務改革についてであります。令和2年度に実施した業務分析の結果を参考に、令和3年度に99事務事業の廃止・縮小の決定や、組織・定員の改正等、各業務改革を実施したところであります。

今後、少子高齢化や人口減少がさらに進展する中、持続可能な行財政運営の実現に向けて、引き続き業務改革に取り組む必要があります。令和4年度におきましては、令和3年度に決定した取組の検証を行い、その上でさらなる取組の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、公民館の有料化等についてであります。実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することとしておりますが、現在の新型コロナウイルスの感染状況等から、現時点では検討に至っておりません。

次に、下水道使用料等の見直しの令和5年度以降の見直しについてであります。使用料・手数料等の定期的な見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として不透明であること等を総合的に勘案し、令和4年度は見直しを実施しないこととしております。令和5年度以降につきましては、今後の状況を見ながら、改めて検討したいと考えております。

下水道使用料につきましても、他の使用料・手数料等と時期を合わせ、見直しのための検討を実施したいと考えております。

次に、事業系一般廃棄物処理手数料の改定についてであります。廃棄物の処理手数料につきましては、処理に要する経費を勘案し、近隣市の動向を踏まえて、処理に係る経費負担の均衡を図ることを基本的な方針としております。この方針に基づき、令和3年3月に東大和市廃棄物減量等推進審議会へ、手数料の改定について諮問し、翌月答申を得て、小平・村山・大和衛生組合の組織市であります小平市と調整を行ってまいりました。その結果、1キログラム当たり25円から40円に見直すこととし、これに基づき、本議会初日に議案を上程し、議決いただきましたので、令和5年4月1日から実施し、さらなる廃棄物の減量化を進めていくものであります。

次に、気候危機の現状と市の責務及び役割についてであります。地球温暖化により気候変動は加速化、深刻化しており、昨今の大型の台風や大雨などの異常気象による風水害、熱中症などの健康被害、農作物への被害など、リスクの増加が懸念されています。このリスク拡大を抑えるためには、地球の平均気温の上昇を1.5度以内に抑制する必要があり、国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを宣言しております。市としましても、市内の温室効果ガスの削減に努める責務と、その対策を市民や事業者とともに進めていく役割があると認識をしております。

次に、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画についてであります。国は、2030年までにカーボンハーフ、2050年までにカーボンニュートラルを実現すると宣言をしております。こうした国の宣言を受け、市におきましても温室効果ガスの削減に取り組むため、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第四次東大和市地球温暖化対策実行計画を策定しました。本計画では、令和8年度までの温室効果ガス削減目標量を定め、計画期間内において、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の推進、環境配慮行動の促進を図ってまいります。

次に、地球温暖化対策実行計画、区域施策編の策定に向けた課題についてであります。地球温暖化対策の

推進に関する法律では、地球温暖化対策実行計画、区域施策編の策定を市町村の努力義務としており、当市におきましても策定について検討しているところであります。

課題としましては、市内の温室効果ガスの排出状況の把握や計画策定に係る専門的知見の確保、さらには計画実行のための財源の確保などが考えられます。

次に、市長認定障害者控除の制度の趣旨と内容についてであります。趣旨としましては、障害者手帳を有しない方について、身体の障害等の特別な事情による担税力への影響をしんしゃくした制度であり、介護保険の要介護認定等を受けた65歳以上の方のうち、障害者に準ずる者として認められた方につきまして、所得税法施行令等の規定による障害者控除の対象とするものであります。

次に、市長認定障害者控除の適用実績についてであります。2007年度におきましては125件、2012年度は65件が認定されております。また直近5年間では、2017年度が96件、2018年度が152件、2019年度が168件、2020年度が186件、2021年度は178件が認定されております。

次に、制度活用の拡大の意義と課題についてであります。当該制度の活用により、担税力に見合った公平な税負担が図られ、負担軽減の効果が生じることから、身体の障害等の特別な事情がある方にとって意義のあることと認識をしております。

また、当該制度を多くの方に理解していただくことが課題と考えますことから、今後におきましても周知の工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められております。検討中であり、結論に至っておりません。

都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について東京都と協議を進めているところであります。このうち運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであり、市は、運動広場に附属する管理棟の設計を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。市では、東京都の動きに合わせ、向原団地地区地区計画（原案）を作成し、令和4年7月に説明会を開催したところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約するための検討をしているところであります。第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時47分 延会